

国際スポーツクライミング協会

IFSC



ドーピング防止規則

IFSC 2008年9月 禁無断転載

[www.ifsc-climbing.org](http://www.ifsc-climbing.org)

2008年9月14日 IFSC 管理委員会により採択、2009年1月1日施行



## 目次

|                                                 |    |
|-------------------------------------------------|----|
| 序論 .....                                        | 1  |
| 1. ドーピング防止の役割及び責任 .....                         | 2  |
| 2. ドーピング防止方針 .....                              | 3  |
| 3. ドーピング防止規則違反 .....                            | 4  |
| 3.1 ドーピングの定義 .....                              | 4  |
| 3.2 ドーピング防止規則違反 .....                           | 4  |
| 3.3 ドーピングの証明 .....                              | 8  |
| 4. ドーピング防止手続 .....                              | 10 |
| 4.1 競技者の認識 .....                                | 10 |
| 4.2 禁止表 .....                                   | 10 |
| 4.3 治療目的使用 .....                                | 12 |
| 4.4 競技者居場所情報要件 .....                            | 13 |
| 4.5 競技会からの引退及び競技会への復帰 .....                     | 13 |
| 4.6 検査 .....                                    | 14 |
| 4.7 検体の分析 .....                                 | 16 |
| 5. 結果管理及び規律手続 .....                             | 16 |
| 5.1 IFSC による検査の結果管理 .....                       | 16 |
| 5.2 特異な結果の結果管理 .....                            | 18 |
| 5.3 他の国際競技大会中に行った検査の結果管理 .....                  | 19 |
| 5.4 国内競技連盟が行った検査の結果管理 .....                     | 19 |
| 5.5 居場所情報違反の結果管理 .....                          | 19 |
| 5.6 暫定的資格停止 .....                               | 20 |
| 5.7 スポーツからの引退 .....                             | 21 |
| 5.8 規律手続及び聴聞 .....                              | 21 |
| 6. 個人の成績の自動的失効 .....                            | 22 |
| 7. 個人に対する制裁 .....                               | 23 |
| 7.1 ドーピング防止規則違反が途中で発生した競技大会の成績の失効 .....         | 23 |
| 7.2 禁止物質及び禁止方法の存在、使用又は使用の企て、若しくは保有による資格停止 ..... | 23 |
| 7.3 他のドーピング防止規則違反に対する資格停止 .....                 | 24 |
| 7.4 特別状況における特定物質に対する資格停止期間の取消又は短縮 .....         | 24 |
| 7.5 例外的事情を理由とする資格停止期間の取消又は短縮 .....              | 25 |
| 7.6 資格停止期間を延長させる可能性がある加重事由 .....                | 31 |



|      |                                   |    |
|------|-----------------------------------|----|
| 7.7  | 複数違反                              | 32 |
| 7.8  | 検体採取後又はドーピング規則違反後の競技会成績の失効        | 34 |
| 7.9  | 資格停止期間の開始                         | 34 |
| 7.10 | 資格停止期間中の地位                        | 36 |
| 7.11 | 資格回復のための検査                        | 37 |
| 7.12 | 経済制裁の賦課                           | 37 |
| 8.   | チームに対する処置                         | 37 |
| 9.   | 国内競技連盟に課せられる制裁と費用                 | 38 |
| 10.  | 不服申立                              | 38 |
| 10.1 | 不服申立の対象となる決定                      | 38 |
| 10.2 | ドーピング防止規則違反、結果、暫定的資格停止に関する決定の不服申立 | 38 |
| 10.3 | IFSC 及びその国内競技連盟による時期を失した決定        | 39 |
| 10.4 | 治療目的除外付与又は不承認決定に対する不服申立           | 40 |
| 10.5 | 第9条に基づく決定に対する不服申立                 | 40 |
| 10.6 | 不服申立期間                            | 40 |
| 11.  | IFSC 規則、報告及び認識の国内競技連盟による取り込み      | 41 |
| 11.1 | IFSC ドーピング防止規則の取り込み               | 41 |
| 11.2 | 統計報告                              | 41 |
| 11.3 | ドーピング・コントロール情報広報機関                | 41 |
| 11.4 | 情報開示                              | 42 |
| 11.5 | IFSC 及び国内競技連盟による決定の承認             | 42 |
| 12.  | その他の組織による決定の承認                    | 42 |
| 13.  | 時効                                | 43 |
| 14.  | WADA に対する IFSC の遵守報告              | 43 |
| 15.  | ドーピング防止規則の修正及び解釈                  | 43 |
| 16.  | IFSC の権利                          | 45 |
| 付録 1 | 定義                                | 46 |
| 付録 2 | ドーピング違反報告                         | 53 |



## 序論

### 序文

2008年6月21日にイムストで開催された国際スポーツクライミング協会(「IFSC」)総会で、IFSCは改正された(2009年)世界ドーピング防止規程(「WADA規程」)を受諾した。IFSCドーピング防止規則(以下「本規則」という。)は、WADA規程に基づくIFSCの責務に沿って、またスポーツクライミングにおいてドーピングを根絶しようとするIFSCの継続的な努力を促進するため採択され、実施される。

本規則は、競技会及び規律規則と同様、スポーツを行う上での条件を取り決める規則である。競技者及びその他の者は、当該規則をスポーツの参加条件として承諾し、それに拘束される。世界的に統一された方法でドーピング防止原則を促進することを目的とするこれらのスポーツ特有の規則と手続きはその性質上独自のものであるので、刑事手続き又は雇用に関する事項に適用される国内要件及び法的基準に従うものではなく、これらに制約されるものでもない。特定事件の事実と法律を吟味する場合、全ての法廷、仲裁裁判所、審判機関はWADA規程が定めるドーピング防止規則の独自性とこれらの規則がスポーツとは公正であるべきものとする世界での幅広い関係者の総意を表するものであることを認識し、尊重すべきである。

### WADA規程及びIFSCドーピング防止規則の基本原則

ドーピング防止プログラムの目標は、スポーツ固有の価値を保護することである。これは、「スポーツ精神」と呼ばれ、オリンピック精神の真髄である。スポーツ精神は、人間の魂、身体及び心を祝福するものであり、次に掲げる価値によって特徴づけられる。

- 倫理観、フェアプレーと誠意
- 健康
- 優れた競技能力
- 人格と教育
- 楽しみと喜び
- チームワーク
- 献身と真摯な取組
- 規則・法律を尊重する姿勢
- 自分自身と他の参加者を尊重する姿勢
- 勇気
- 共同体意識と連帯意識

ドーピングは、スポーツ精神に根本的に反するものである。



## 1. ドーピング防止の役割及び責任

- 1.1 IFSC は、世界ドーピング防止プログラムを完全に採択して実施し、IFSC の会員団体及び競技者に対して、改正された（2009 年）世界ドーピング防止規程（「WADA 規程」）、関係する国際基準及びWADA 規程に固有の原則をすべて尊重して遵守させる責任を負う。
- 1.2 IFSC が認定した競技会及び IFSC 会員団体によって運営される競技会に参加する競技者は、WADA 規程及び関係する国際基準をすべて遵守する責任を負う。全競技者に、公正性の確保とドーピング防止を目的とした規則の下で、適切に組織された競技会に参加する権利がある。
- 1.3 会員団体は、WADA 規程及び本規則を遵守する責任を負う。従って、本規則は、IFSC 、その加盟組織、又はそれらの活動或いは競技大会に対する加盟者の加盟、承認、参加に基づいて、IFSC、IFSC の各加盟組織、各加盟者に対して、IFSC 又はその国内組織の活動に適用される。会員団体は競技者から書面による同意を得て、競技者が本規則を始めとする IFSC の規則及び規定を支持する旨を確認する。
- 1.4 会員団体は、WADA 規程及び本規則の遵守を条件として、競技者を IFSC 競技会に参加させる。また、会員団体は、適切な規律手続及び不服申立手続を実施し、全競技者に対する教育プログラム及び防止プログラムを実践しなければならない。
- 1.5 国内及び国際競技会に参加し、それらを組織する会員団体は、その競技者がWADA 規程を遵守することを保証する。そのため、以下を実施する。
  - 1.5.1 WADA 規程を採用する会員団体の方針、公式な規制、定款規定の修正を採択し、実施すること。薬物使用者のいないスポーツへの支持、薬物使用者のいない競技を確保するため競技者に情報を与え、教育し、検査する取組に関して採択し、実施すること。
  - 1.5.2 第 11 条 1 項で定めるように本規則を採択すること。
  - 1.5.3 WADA 規程に沿ってドーピング防止活動に責任と義務を負う責任者及び、又は、グループを会員団体内で定めること。ドーピング防止規則と手続きは公表され、その施行は公開され、説明可能でなければならない。抜き打ちの競技外での検査を含む、ドーピング防止手続きに従う明確な同意を示す、競技者の書面合意がなければならない。会員団体はそのドーピング防止方針を促進し、競技者に対する教育プログラムを実施、促進又は共同実施しなければならない。



1.5.4 WADA 規程、とりわけ第 7 及び 8 条に従う、国内競技会でのドーピング事件に対応する規律手続を定めること。

1.5.5 第 11 条 3 項が定めるように、ドーピング事件が発生した場合に IFSC 事務所に照会すること。

1.5.6 毎年 1 月 31 日までに、第 11 条 2 項が定めるとおり、(12 月 31 日までの前年 12 ヶ月の) ドーピング防止活動の年次報告書を発行して、IFSC 事務所に送付すること。IFSC 事務所はその報告書を IFSC ドーピング防止委員会に送付する。

1.5.7 会員団体に所属する競技者に対する国内水準の検査が本規則に適合していることを確保するのは各会員団体の責任である。本規則が定めるドーピング規制を会員団体自身が実施する国もある。他の国では、会員団体のドーピング規制責任の多くは、規定又は契約によって国内のドーピング防止機関に委任又は委託されている。それらの国においては、本規則における会員団体に関する定めは、必要に応じて、国内ドーピング防止機関に適用される。

本規則は、IFSC 及びその会員団体が管轄するすべてのドーピング規制に適用される。

1.6 IFSC は、本規則の普及を促進し、規律手続及び不服申立手続の実施の他、全競技者に対する教育プログラム及び防止プログラムの促進など、ドーピング防止手続として定められた基準の遵守について、会員団体に助言を与える。

1.7 IFSC ドーピング防止委員会は、会員団体が WADA 規程及び本規則を実践するのを支援する。同委員会は、検査対象者登録リストを含む WADA 規程に対する IFSC の責務を管理する責任を負う。

1.8 IFSC の治療目的使用に係わる除外措置 (TUE) 委員会は、WADA 規程が定める TUE に対する IFSC の責務に対して責任を負う。

1.9 本規則に用いる用語の定義を以下の付録 1 に定めている。

## 2. ドーピング防止方針

2.1 IFSC は改正 (2009 年) 世界ドーピング防止規程を採択した。この中には、WADA 規程及び関係する国際基準すべての義務条項が含まれている。

2.2 IFSC の職員、代表者、会員団体及び IFSC によって組織又は認定された競技大会に参加



する競技者は、ドーピング防止規則に従って国際競技連盟に相応しい行動をとることを期待される。ドーピング防止規則を遵守することができなければ、規律手続及び制裁が行われる。

### 2.3 IFSC ドーピング防止規則の目的は以下の通りである。

2.3.1 IFSC 公認スポーツにおいて薬物使用者のいない競技会をめざす。

2.3.2 公正かつ一貫したドーピング防止の手続及び規則を確立する。

2.3.3 会員団体が国内スポーツ当局に対する義務を履行し（契約、人権及びデータ保護といった分野の）関係国内法を遵守できるよう支援する。

## 3. ドーピング防止規則違反

**3.1 ドーピングの定義** ドーピングとは、以下の第3条2項が定める、一又は二以上のドーピング防止規則違反が発生することをいう。

**3.2 ドーピング防止規則違反** イタリック体で記載した用語はWADA規程に定義されている。

競技者その他の人は、何がドーピング防止規則違反に該当し、何が禁止表に記載されている物質と方法かを知っている責任を負う。

次に掲げるものがドーピング防止規則違反を構成する。

(第3条2項への解説: 第3条2項の目的は、ドーピング防止規則違反を構成する状況と行為を明確にすることである。ドーピング事件に対する聴聞は、一又は二以上のドーピング防止規則に対する違反発生の主張に基づいて進行する。)

### 3.2.1 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること

3.2.1.1 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の検体から禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが検出された場合には、競技者がその責任を負う。ゆえに、第3条2項に基づくドーピング防止規則違反を証明するためには、競技者側に使用に関しての意図、過誤、過失、又は、使用を知っていたことが示される必要はない。

(第3条2項1.1の解説: 禁止物質(又はその代謝物若しくはマーカ)の検出に係わるドーピング防止違反を規定するために、IFSC ドーピング防止規則は、オリンピック運動ドーピング防止規定(「OMADC」)及びWADA規程前のドーピング防止規則の大半で用いられていた





厳格責任原則を採用した。厳格責任原則の下では、競技者の検体に禁止物質が検出された場合は競技者が責めを負い、ドーピング防止規則違反が認められる。競技者に禁止物質使用の意図があったか、なかったかを問わず、又、過誤、過失を問わず違反が認められる。陽性検体が競技会検査のものであれば、競技会の成績は自動的に無効となる(第6条「個別成績の自動失効」)。しかしながら、競技者が自己に過誤又は重大な過誤がないことを証明した場合(第7条5項「例外的状況による資格停止期間の取消又は短縮」)又は特定の状況において自己のスポーツ成績を向上させる意図がなかったことを証明した場合(第7条4項「特定状況における特定物質に関する資格停止期間の取消又は短縮」)には制裁を短縮又は回避することができる。

特別な基準に基づいて制裁が修正される可能性を伴った、競技者の検体における禁止物質の検出に関する厳格責任原則は、合理的なバランスを提供するものである。そのバランスとは、「きれいな」競技者の利益のためにドーピング防止を効果的に実施することと、禁止物質が競技者の身体に、競技者の過誤、過失、又は実質的過誤、過失なしに入った例外的場合における公正性を確保しようとするものである。ドーピング防止規則違反の有無は厳格責任原則に基づいて決定されるが、資格停止期間の確定は自動的にには行われなことが強調されるべきである。*IFSC* のドーピング防止規則が採用する厳格責任原則は、*CAS* 決定において一貫して支持されている。) )

- 3.2.1.2 第3条2項1によるドーピング防止規則違反は以下のいずれかによって適切に証明される。競技者がB検体の分析を要求せず、その分析が行われない場合において、競技者のA検体から禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが検出された場合。競技者のB検体が分析され、競技者のA検体から検出された禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの存在が確認された場合。

(第3条2項1.2の解説：競技者がB検体の分析を要求しない場合でも、*IFSC* はその裁量においてB検体を分析することができる。)

- 3.2.1.3 禁止表に量的報告閾値が明記されている物質を除き、競技者の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの存在が検出された場合は、その量の多少に関わらず、ドーピング防止規則違反が成立する。

- 3.2.1.4 本条の原則の例外として、内因的にも生成されうる禁止物質の評価に関する特別基準を禁止表又は国際基準において定めることができる。

### 3.2.2 禁止物質又は禁止方法を競技者が使用すること或いはその使用を企てること

(第3条2項2の解説：第3条3項「ドーピングの証明」が定めるように、禁止物質又は禁





止方法の使用又は使用の企ての立証は、信頼性のある方法であれば種類を問わないとされてきた。第3条2項1における禁止物質の存在の立証とは異なり、使用又は使用の企ての立証は、他の信頼性ある方法によっても良い。すなわち、競技者の自白、証人の証言、書類証拠、長期追跡からの結論、その他第3条2項1における禁止物質の存在の立証要求を全部は満たさない分析的情報で足る。例えば、(B検体の分析による確認なしに) A 検体の分析に基づく信頼性ある分析的情報だけ、又は、他の検体での情報不足に国際連盟が満足のいく説明を提供する場合はB検体の分析だけでも使用は立証できる。)

3.2.2.1 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら確保しなければならない責務である。ゆえに、禁止物質又は禁止方法の使用に基づくドーピング防止規則違反を証明するためには、競技者側に使用に関しての意図、過誤、過失、又は、使用を知っていたことが示される必要はない。

3.2.2.2 禁止物質又は禁止方法の使用が成功したか否かは重要ではない。ドーピング防止規則違反は、禁止物質又は禁止方法を使用したこと、又はその使用を企てたことにより成立する。

(第3条2項2.2の解説: 禁止物質の使用企てを立証するには競技者の意図を証明する必要がある。このドーピング防止規則違反立証に意図が要求されることは、第3条2項1違反及び禁止物質又は禁止方法の使用に関する第3条2項2違反について厳格責任原則が適用されることと矛盾しない。)

競技者による禁止物質の使用は、その物質が競技会外で禁止されておらず、かつ、競技者による使用が競技会外であった場合以外は、ドーピング防止規則違反となる。(しかしながら、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが競技会における検体から検出された場合は、その物質が何時与えられたかを問わず、第3条2項1「禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの存在」違反となる。)

3.2.3 本規則において認められた通知を受けた後に検体の採取を拒否し、又は、やむを得ない理由なしに検体の採取を行わず、若しくは、その他の手段で検体の採取を回避すること。

(第3条2項3の解説: 通知後の検体採取不履行又は拒否は、WADA規程前のドーピング防止規則の大半において禁止されていた。本条は、「その他の手段による検体採取回避」を含めて、従来のWADA規程前規則を拡張する。従って、例えば、競技者が通知又は検査を回避するためにドーピング管理当局から隠れることはドーピング防止規則違反となる。「検体採取不履行又は拒否」は競技者の意図ある場合、過失を問わず成立するが、「検体採取回避」は競技者の意図的行為を前提としている。)



3.2.4 国際検査基準第 11 条 3 項「提出不履行」に基づいて居場所情報を提出しないこと、及び、国際検査基準第 11 条 4 項「検査不参加」に基づいて宣言された居場所での検査に出頭しないことを含み、競技会外検査への競技者の参加に関する要件に違反すること。ある競技者に対する管轄を有する国際連盟又は他のドーピング防止機関によって、18 ヶ月内に、提出不履行又は検査不参加が 3 回認められた場合は、ドーピング防止規則違反となる。

(第 3 条 2 項 4 の解説：本条の適用においては、IFSC 規則又は他のドーピング防止組織及び国際検査基準による、個別の居場所情報提出不履行又は検査不参加認定は合わせて評価される。適切な状況においては、居場所情報提出不履行又は検査不参加は第 3 条 2 項 3 又は第 3 条 2 項 5 のドーピング防止規則違反ともなる。)

3.2.5 ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること。

(第 3 条 2 項 5 の解説：本条は、禁止方法の定義には含まれないが、ドーピング・コントロール過程を破壊する行為を禁止する。例えば、検査中にドーピング・コントロール書類の ID 番号を改変すること、B 検体分析時に B ビンを破壊すること、或いは、IFSC に詐欺的情報を提供することなどである。)

### 3.2.6 禁止物質又は禁止方法を保有すること

3.2.6.1 競技会において競技者が、禁止方法又は禁止物質を保有すること、若しくは、競技者が、競技会外検査で禁止されている禁止方法又は禁止物質を競技会外で保有すること。但し、当該保有が第 4 条 3 項（治療目的使用）の規定によって付与された治療目的使用の除外措置（TUE）、又はその他の正当な理由に基づくものであることを競技者が証明した場合は、この限りではない。

3.2.6.2 競技会において競技者支援要員が、禁止方法又は禁止物質を保有すること、若しくは、競技者支援要員が、競技者、競技会、又はトレーニングに関係して、競技会外検査で禁止されている禁止方法又は禁止物質を競技会外で保有すること。但し、当該保有が第 4 条 3 項（治療目的使用）の規定によって付与された治療目的使用の除外措置（TUE）、又はその他の正当な理由に基づくものであることを競技者支援要員が証明した場合は、この限りではない。

(第 3 条 2 項 6.1 及び第 3 条 2 項 6.2 の解説：以下は正当な理由に当たらない。友人又は親戚に与えることを目的とした禁止物質の購入又は保有。但し、糖尿病の子のためにインシュリンを購入する等、医者診断書を当該個人が有し、正当な医療状況が存在する場合はこの限りではない。)



(第3条2項6.2の解説: 急性の緊急事態に対応するためにチーム担当医師が禁止物質を保有する場合は、正当な理由にあたる。)

### 3.2.7 禁止物質又は禁止方法の不正取引を行うこと又は企てること

3.2.8 競技会において競技者に対して、禁止方法の使用又は禁止物質を投与すること、或いはその企てをすること、若しくは、競技者が、競技会外で使用、投与を禁止されている禁止方法又は禁止物質を競技会外で使用、投与すること、或いはその企てをすること。又は、ドーピング防止規則違反若しくは当該違反の企てに関係する、支援、奨励、援助、教唆、隠蔽その他の共同行為を行うこと。

(第3条2項の解説: 資格停止期間中の競技者支援要員と競技者その他の人が協働することは、WADA規程でドーピング防止規則違反とはならない。しかしながら、国際連盟はそうした行為を禁じる独自の方針を採用しうる。)

## 3.3 ドーピングの証明

3.3.1 挙証責任及び証明の程度 ドーピング防止規則違反が発生したことの証明責任は、IFSC 及びその国内競技連盟が負うものとする。証明の程度は、聴聞機関が、IFSC 又はその国内競技連盟の主張が真摯に行われているとの心証を持ち、納得できる程度にドーピング防止規則違反を IFSC 又はその国内競技連盟が証明できたか否かとする。当該証明の程度は、すべての事件について、単なる証拠の優越の程度は超えるべきであるが、合理的疑いの余地がない程度の証明は必要ない。ドーピング防止規則違反を侵したと主張された競技者又はその他の人が推定事項に反論し、又は、特定の事実や事情を証明するための挙証責任を本規則によって負わされる場合には、証明の程度は証拠の優越程度とする。但し、競技者がより高い挙証責任を負う、第7条4項及び第7条6項はこの限りではない。

(第3条3項1の解説: IFSC 又はその国内競技連盟が要求する証明水準は、ほとんどの国で職業的違法行為に対して適用されるものと同様である。ドーピング事件の裁判、聴聞機関でも一般的に適用されてきた。参照判例。N.J.Y.W 対 FINA, CAS 98/208 1998年12月22日のCAS決定。)

### 3.3.2 事実及び推定事項の証明方法

ドーピング防止規則違反に関する事実は、自白を含む信頼性のおける手段により証明される。ドーピング事件においては、以下の証明原則が適用される。

(第3条3項2の解説: 例えば、IFSC 又はその国内競技連盟は、競技者の自白、第三者の信



信頼性ある証言、信頼性ある書証、第3条2項2の解説が明らかにするA又はB検体からの信頼性ある分析データ、又は、一連の競技者の血液又は尿検体から導き出された結論によって、第3条2項2「禁止物質又は禁止方法の使用」のドーピング防止規則違反を認定することができる。）

3.3.2.1 WADA 認定試験所では、試験所に関する国際基準に基づいて検体の分析及び管理手続を実施しているものと推定される。競技者又はその他の人は、違反が疑われる分析結果を生じさせたと合理的に考え得る、この国際基準からの乖離を証明することにより上記推定に反論できる。

競技者又はその他の人が、違反が疑われる分析結果を生じさせたと合理的に考え得る、国際基準からの乖離を提示することによって上記推論に反論しようとする場合は、IFSC 又はその国内競技連盟は、その乖離は違反が疑われる分析結果の原因ではない事を証明する責任を負う。

(第3条3項2.1の解説: 違反が疑われる分析結果を生じさせたと合理的に考え得る、国際基準からの乖離を証拠の優越程度に証明する責任は、競技者又はその他の人にある。競技者又はその他の人が上記証明に成功すると、IFSC 又はその国内競技連盟に、その乖離は違反が疑われる分析結果の原因ではない事を、聴聞委員会が納得するように証明する責任が転換する。)

3.3.2.2 他の国際基準又はドーピング防止規則・方針からの乖離があっても、違反が疑われる分析結果、又はその他のドーピング防止規則違反が当該乖離を原因とするものではない場合には、成績等は無効とはならない。競技者又はその他の人が、違反が疑われる分析結果を生じさせたと合理的に考え得る、国際基準又はドーピング防止規則・方針からの乖離又は他のドーピング防止規則違反を証明した場合には、IFSC またはその国内競技連盟は、当該乖離は違反が疑われる分析結果の原因ではないこと、又は、ドーピング防止規則違反の根拠となった事実をもたらしたわけではないことを証明する責任を負う。

3.3.2.3 裁判所、又は不服申立の対象とならない、管轄権を有する職業的裁判所の決定が認定した事実は、それらの事実が関係する決定の対象である競技者又はその他の人に対する反論できない証拠となる。但し、競技者又はその他の人が、決定が正義の原則に反するものであった事を証明した場合は、この限りではない。

3.3.2.4 ドーピング防止規則違反の聴聞において聴聞委員会は、ドーピング防止規則違反を侵したと主張される競技者又はその他の人に対して、以下の場合には、不利な推定を導き出すことができる。聴聞前の合理的時間内に要求したにもかかわらず、競技者又はその他の人が聴聞に（裁判所の命により直接又は電



話により) 出席するのを拒否し、聴聞委員会又はドーピング防止規則違反を主張する **ドーピング防止機関**のいずれかからの質問に答えることを拒否した場合。

(第3条3項2.4の解説: こうした状況で不利な推定を導き出すことは、多くのCAS決定で承認されている。)

## 4. ドーピング防止手続

### 4.1 競技者の認識

4.1.1 IFSC 競技機関は、ドーピング防止方針を推進し、世界ドーピング防止機構(WADA)、各国の国内ドーピング防止機関及び国内オリンピック委員会によって発表された勧告及び情報源を会員団体に認識させる。

4.1.2 会員団体は、禁止物質の危険性及び意図的でないドーピング防止違反を回避する方法を確実に競技者に認識させる。また、競技会外の抜き打ち検査など、ドーピング防止検査の実施について、競技者から書面による同意を得る。

4.1.3 会員団体は、競技会外の抜き打ち検査を実施できるように、国際水準競技者に関する最新の詳細な連絡先を控えておき、この情報を IFSC, WADA 又はドーピング防止関連の国内機関が利用可能な状態としておく。

### 4.2 禁止表

#### 4.2.1 禁止表の盛り込み

本規則は、WADA 規程の第4条1項が定めるように、WADA が発表し改訂する禁止表を盛り込んでいる。IFSC は、現行の禁止表を各国内競技連盟が利用できるようにし、各国内競技連盟は現行の禁止表をその会員及び構成員が確実に利用できるようにする。

(第4条2項1の解説: 禁止表は、必要ある場合は、速やかに改正され、発行される。しかしながら、変更の有無を問わず、毎年新禁止表が発行される。現行の禁止表は WADA のウェブサイト [www.wada-ama.org](http://www.wada-ama.org) で入手できる。禁止表はスポーツにおけるドーピング防止国際会議の不可欠の構成部分である。禁止表の変更を WADA は UNESCO 事務総長に連絡する。)

#### 4.2.2 禁止表記載の禁止物質及び禁止方法

##### 4.2.2.1 禁止物質及び禁止方法

禁止表及び、又は、その改正版で異なる記載がない限り、禁止表とその改正の内容は、国際連盟の他の行為を要せず、WADA による禁止表の発行後3ヶ月でドー





ピング防止規則として有効となる。*WADA 規程*第 4 条 2 項で定めるように、IFSC は、そのドーピング防止委員会又は医療委員会の勧告により、スポーツ・クライミングの禁止表又はスポーツ・クライミング内の特定の規律を拡張するよう *WADA* に要求することができる。さらに、IFSC は、そのドーピング防止委員会又は医療委員会の勧告により、スポーツ・クライミングにおける不正利用の危険性がある、*WADA 規程*第 4 条 5 項のモニター・プログラムの中の追加的物質又は方法を含めるよう *WADA* に要求することができる。*WADA 規程*が定めるように、IFSC からの要求があった場合、*WADA* は最終決定を下さなければならない。

(第 4 条 2 項 2.1 の解説：禁止表は一つだけである。全時期において禁止される物質は、隠蔽剤や同化剤のようにトレーニングに使用されると長期に向上効果が認められる物質である。禁止表記載の全物質と方法は競技会において禁止される。競技会においてだけ禁止される競技会外使用 (第 3 条 2 項 2) は、競技会中に採取された検体から、物質又はその代謝物の違反が疑われる分析結果が報告されない限り (第 3 条 2 項 1)、ドーピング防止違反とはならない。

禁止表と名付けられる文書は一つだけである。*WADA* は特定スポーツのために物質又は方法を追加することができる (例えば、射撃にベータ・ブロッカーを追加する) が、それは禁止表に反映されねばならない。禁止物質の基本表からの除外を特定のスポーツが求めること (例：同化剤を「精神的なスポーツ」で削除すること) はできない。この決定の前提にあるのは、競技者を名乗る以上、使用すべきでない基本的なドーピング物質が存在するという理解である。)

#### 4.2.2.2 特定物質

第 7 条 (個人の制裁) の適用のためには、すべての禁止物質は「特定物質」である。例外は、(a) 同化剤とホルモン類の物質、(b) 禁止表で、興奮剤、ホルモン拮抗剤そして調節剤として認められた物質。禁止方法は特定物質にあたらぬ。

#### 4.2.2.3 禁止物質の新たなクラス

*WADA* が、*WADA 規程*第 4 条 1 項に基づいて禁止物質の新たなクラスを追加することによって禁止表を拡張する場合は、*WADA* の執行委員会が、新クラス内のどの物質が第 4 条 2 項 2.2 の特定物質にあたるか決定する。

#### 4.2.3 禁止表に物質及び方法を追加する基準

*WADA 規程*の第 4 条 3 項 3 が定めるように、禁止表に記載される禁止物質及び禁止方法、さらに禁止表における物質の分類は最終的なものであり、競技者又はその他の人によって争う対象とはならない。すなわち、その物質又は方法が、隠蔽剤ではなかった、又は、競技成績向上、健康リスクへの脅威、スポーツ精神に対する脅威の可能性がないという議論に基づくものであっても、対象とはならない。



(第4条2項3の解説：特定の事件において第4条2項3「禁止表に禁止物質又は禁止方法を載せる基準」の基準に物質が該当するか否かは、ドーピング防止規則違反に対する防御として取りあげることができない。例えば、検出された禁止物質がその特定スポーツにおいて成績向上とはならなかったと論ずることはできない。むしろ、競技者の検体に禁止表に記載された禁止物質が検出されればドーピングが認められるのである。同様に、同化剤として分類された物質がそのクラスに属しないとの主張も許されない。)

#### 4.3 治療目的使用

4.3.1 医療診断書を有する競技者が禁止表又は禁止方法の使用を要する場合は、まず TUE を得なければならない。TUE の国際基準に基づいて発行された TUE の規定に沿う限り、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカの存在（第3条2項1）、禁止物質又は禁止方法の使用若しくは使用の企て（第3条2項2）、禁止物質又は禁止方法の保有（第3条2項6）、禁止物質又は禁止方法の投与（第3条2項8）は、ドーピング防止規則違反とはみなされない。

4.3.2 第4条3項3に基づき、IFSC によってその検査対象者登録リストに記載された競技者及び国際競技大会に参加する他の競技者は、IFSC から TUE を得なければならない（国内水準で以前にその競技者が TUE を受けたか否かを問わず）。TUE の申請は、競技大会への競技者の参加の 21 日前までに、いかなる場合でも（緊急事態を除き）、可能な限り早く（検査対象者登録リストに記載された競技者の場合は、リストに記載されたことを初めて通知された時となる）行わねばならない。

4.3.3 第4条3項2の唯一の例外は、TUE の国際基準第7条13項に基づき、IFSC の検査対象者登録リストに記載されていない競技者が、喘息又は類似の病気の治療のために糖質コルチコステロイド、及び、又は、フォルモテロール、サルブタモール、サルメテロール、テルブタリンを吸入する場合である。この場合は、IFSC が指定しない限り、国際競技大会の参加前に TUE を得る必要はない。この場合、TUE の国際基準第7条13及びそのドーピング防止規則第5条1項3に基づき競技大会後に、その競技者は必要あれば遡及的 TUE の申請を行うことができる。

4.3.4 IFSC によって与えられた TUE は競技者の国内競技連盟と WADA に報告される。治療目的で禁止物質又は禁止方法の使用を要し、検査の対象となる他の競技者は、国内ドーピング防止機関の規則に基づき、国内ドーピング防止機関又は国内競技連盟によって委任を受けた他の組織から TUE を得なければならない。国内競技連盟はこうした TUE について速やかに IFSC 及び WADA に報告しなければならない。

4.3.5 IFSC 役員会は、TUE への依頼を検討する医者で構成されるパネル（「TUE パネル」）を任命する。TUE への依頼を IFSC が受け取ると、TUE パネルの長はその依頼を検討するため、一人又はそれ以上の TUE パネル構成員（長をも含む）を任命する。任命された TUE パネル構成員は、TUE の国際基準に基づいてその依頼を速





やかに評価して、IFSC の最終決定となる、依頼に対する決定を行う。

- 4.3.6 WADA は、*競技者の要請により、又はすすんで、IFSC による TUE 付与又は不承認を再検討することができる。WADA が、TUE 付与又は不承認がその時有効な TUE の国際基準に適合しないと判断した場合は、WADA はその決定を覆することができる。TUE に対する決定は、第 10 条の不服申立の対象となる。*

#### 4.4 競技者居場所情報要件

- 4.4.1 IFSC は、*国際検査基準*の居場所情報要件に従うことを要求される *競技者の検査対象者登録リスト*を確認し、問題となっている期間の間、*検査対象者登録リスト*に含まれる *競技者の基準に適合する競技者のリスト*と共にその基準を公開しなければならない。国際連盟は、*検査対象者登録リスト*に登録される *競技者の基準*を、必要に応じて再検討して更新しなければならない。定められた基準に基づいて適宜 *検査対象者登録リスト*の構成を改訂しなければならない。*検査対象者登録リスト*に記載された各 *競技者*は、(a) *国際検査基準*第 11 条 3 項が定める方式で、3 ヶ月に 1 回、自己の居場所を国際連盟に通知し、(b) 正確さと完全性を何時でも保つため、*国際検査基準*第 11 条 4 項 2 に基づき居場所情報を更新し、(c) *国際検査基準*第 11 条 4 項に基づき、その居場所において検査に応じられなければならない。
- 4.4.2 *競技者*が自己の居場所を国際連盟に通知しない場合は、*国際検査基準*第 11 条 3 項 5 の要件が満たしていることを条件として、第 2 条 4 項の提出不履行とみなされる。
- 4.4.3 *競技者*が自己が宣言した居場所において検査に応じないことは、*国際検査基準*第 11 条 4 項 3 の要件が満たしていることを条件として、第 3 条 2 項 4 の検査不参加とみなされる。
- 4.4.4 各国内競技連盟はその国内ドーピング防止機関を支援して、*国際検査基準*における居場所情報要件が同様に適用される、国内最高水準の *競技者のための国内水準検査対象者登録リスト*を作成する。*競技者*が IFSC の *検査対象者登録リスト*にも記載されている場合は、IFSC と国内ドーピング防止機関は、どちらが、*競技者*から居場所情報を受け取り、第 4 条 4 項 5 に基づいて相手（及び他のドーピング防止機関）と共有する責任を負うかについて（要請ある場合は WADA の支援を受けて）合意して定める。
- 4.4.5 第 4 条 4 項 1 及び第 4 条 4 項 4 の規定に従って提供された居場所情報は、その情報をドーピング・コントロール目的にのみ用いる厳格な要件を含め、*国際検査基準*第 11 条 7 項 1 (d) 及び第 11 条 7 項 3 (d) に基づき *競技者*を検査する権限がある WADA をはじめとするドーピング防止機関と共有される。

#### 4.5 競技会からの引退及び競技会への復帰

- 4.5.1 IFSC が IFSC の *検査対象者登録リスト*に記載されるを定めた *競技者*は、ドー



ピング防止規則の適用を受け続ける。その中には、**競技者が引退文書で IFSC に通知するか、又は IFSC の検査対象者登録リストに記載される条件を**もはや満たさなくなり、その旨を IFSC から通知されるまでは、**検査対象者登録リストの居場所情報要件に従う義務も**含まれる。

4.5.2 IFSC に引退を通知した**競技者は**、遅くとも競技会復帰を求める 6 ヶ月前に IFSC に通知し、抜き打ち**競技会外検査**を受けられるようにしない限り、競技会に復帰できない。さらに、(要請があれば) 実際に競技会に復帰するまでの期間のいつにおいても**国際検査基準**の居場所情報要件に従う必要がある。

4.5.3 加盟連盟及び国内ドーピング防止機関は、国内**検査対象者登録リスト**に**競技者の競技会からの引退及び競技会への復帰**について同様の規定を定めることができる。

## 4.6 検査

4.6.1 **検査権限** 国内競技連盟の管轄下にあるすべての**競技者は**、参加する**競技会又は競技大会**において、検査権限を有する国際連盟、その属する**国内競技連盟**及びその他のドーピング防止機関が実施する**競技会検査**の対象となる。**国内競技連盟**の管轄下にあるすべての**競技者は**、資格停止中又は暫定的資格停止中の**競技者**も含めて、予告あるなし、時刻、場所を問わず、国際連盟、WADA、その属する**国内競技連盟**、**競技者がいる国の国内ドーピング防止機関**、オリンピック中は IOC、パラリンピック中は IPC による**競技会外検査**の対象となる。特定対象検査が優先される。

(第 4 条 6 項 1 の解説：特定対象検査が実施されるのは、任意検査、さらには加重任意検査でさえ、検査を受ける必要があるすべての**競技者が検査を受けることを保証しないから**である(例：世界水準の**競技者**、短時間の間に成績が劇的に改善した**競技者**、検査で陽性となった**競技者を抱えるコーチ**についている**競技者**等)。当然、特定対象検査は、適法なドーピング・コントロール以外の目的に利用されてはならない。WADA 規程は、**競技者が任意検査のみで検査されることを期待する権利はないことを明らかにしている**。同様に、特定対象検査には合理的疑いや可能性条件は課されていない。)

4.6.2 **IFSC 検査の責任** IFSC ドーピング防止委員会は、IFSC 役員会と協力して、**国際検査基準第 4 条に基づいてスポーツクライミングのための検査配分計画**を作成する。さらに、IFSC が実施し、又はそのための**全検査**を監督することを含め、その計画を実施する責任を負う。検査の実施は、IFSC ドーピング防止委員会の会員、又は IFSC が権限を与えた有資格者が行い得る。

ISFC 競技会機関は、IFSC が認定した競技大会の主催者に、関連政府部門、その他の国内ド



ドーピング防止機関、スポーツ評議会、国内オリンピック委員会、又は世界ドーピング防止機構によって認定されており、(WADA規程によって定義されている) 権限のある公認検体採取機関を指定することを要請する。

**4.6.3 検査される競技者の選択** IFSC 認定競技大会 (IFSC スケジュール表に掲載されているマスタース競技大会など) を主催する会員団体 (又は指定された主催者) は、権限のある公認検体採取機関を必ず指定し、ドーピング・コントロール選択基準、ドーピング・コントロール局の運営及び検体の輸送について定めたWADA規程に準拠し、検体採取当局に必要な支援及び施設を提供して手続きを行う。会員団体 (又は指定された主催者) は、少なくとも各競技の勝者には確実に検査を実施する。

**4.6.4 特定対象検査** 上記第 4 条 6 項 3 に定められた選択方法の他に、国際競技大会ではドーピング防止委員会、国内大会では国内競技連盟が、特定対象検査の対象となる競技者を選択しても良い。但し、このような特定対象検査は適法なドーピング・コントロール以外の目的に利用されてはならない。

**4.6.5 競技会外検査** IFSC ドーピング防止委員会及び国内競技連盟は、競技会外検査を受けるべき競技者を選定する時点で有効な国際検査基準に実質的に適合した方法で当該競技者を選定する。

**4.6.6 検査基準** 国際連盟及び各国内連盟が実施する検査は、検査時点で有効な国際検査基準に実質的に適合した方法で行われる。

**4.6.6.1 血液 (又は尿以外) 検体**は、スクリーニング手続目的、又は長期血液学的プロファイリング (「パスポート」) で禁止物質又は禁止方法を検出するのに使用することができる。検体がスクリーニングのためだけに採取された場合は、ドーピング防止規則の下で競技者の尿検査の必要性を確認するためだけに使用される。そうした状況では、IFSC は自己の裁量においてスクリーニング検体のどの血液特性が測定されるか、競技者が尿検査を受ける必要性をどの特性水準で判断するか、決定することができる。しかしながら、検体が長期血液学的プロファイリング (「パスポート」) のために採取された場合は、WADA規程第 2 条 2 項のドーピング防止目的に使用できる。

**4.6.7 検査協力** IFSC と会員組織は、WADA 広報機関を通して、不必要な検査の重複を避けるため完成した検査の報告を速やかに作成する。

**4.6.8 独立オブザーバー** 国内競技連盟と国内競技連盟競技大会の組織委員会は、IFSC の指示に従い、独立オブザーバーに対して競技大会のアクセス権を付与する。



**4.7 検体の分析** 本ドーピング防止規則に基づき採取されたドーピング・コントロール検体は、以下の第4条7項1の原則によって分析される。

**4.7.1 認定試験所の利用** IFSC 又は指定組織者は、ドーピング・コントロール検体を分析のために WADA 認定試験所又は WADA によって承認された他の試験所のみに送る。検体分析に使用される WADA 認定試験所（又は WADA が承認する他の試験所或いは他の方法）の選択は、IFSC のみが決定できるものとする。

**4.7.2 採取目的及び検体分析**

検体は、禁止表に記載された禁止物質及び禁止方法を検出するため、及び、WADA 規程第4条5項が定めるモニタリング・プログラムに基づき WADA が指定する他の物質を検出するために分析される。又は、ドーピング防止目的で実施される DNA 或いは遺伝子的プロファイリングを含め、競技者の尿、血液、その他基質中の関連あるパラメータをプロファイリングする IFSC を補助するために分析される。

**4.7.3 検体の研究** 競技者の書面による承諾なしには、第4条7項2が定める目的以外に検体を利用することはできない。第4条7項2が定める目的以外に（競技者の同意を得て）利用された検体は、特定の競技者が特定されることがないように、識別手段はすべて除去される。

**4.7.4 検体分析と報告の基準** 試験所はドーピング・コントロール検体を試験所国際基準に基づいて分析し報告を作成しなければならない。

**4.7.5 検体の再検査** 検体は、第4条7項2の目的のために、国際連盟又は WADA の指示のみに基づいて何時でも再検査することができる。検体再検査の要件と条件は試験所国際基準の要件に適合しなければならない。

## **5. 結果管理及び規律手続**

**5.1 IFSC による検査の結果管理** IFSC による検査の結果管理（IFSC との合意に基づく WADA 実施の検査を含む）は以下のように進められる。

**5.1.1** 分析の結果は全て、暗号化された形式により試験所の正式代表の署名がある報告で、IFSC 事務所に送付されねばならない。全ての連絡は秘密に、WADA が開発したデータベース管理ソフトである ADAMS に基づいて行われねばならない。ADAMS は、WADA 及び利用組織に適用されるデータ保護立法や規則に適合している。



国際競技会で陽性検査結果が生じた競技者が属する国内競技連盟は、速やかに IFSC 事務所に当該競技者の正式な氏名と住所を送付しなければならない。会員組織はさらに IFSC 規律委員会が要請する追加情報を提供する。

5.1.2 違反を疑われる分析結果の検体を受け取って、IFSC 規律委員会は、以下について決定するための検討を行う。(a) 違反を疑われる分析結果が適切な TUE と矛盾しないか、(b) 違反を疑われる分析結果をもたらした国際試験基準又は試験所国際基準からの明白な乖離がないか。

#### 5.1.3

- a) 違反を疑われる分析結果が認められるのが、糖質コルチコステロイド、及び、又は、フォルモテロール、サルブタモール、サルメテロール、テルブタリンである場合
- b) 問題となっている検体が、国際連盟の検査対象者登録リストに記載されていない競技者から提供されたもので、(第 7 条 13 項の TUE 国際基準及び本規則の第 4 条 3 項 3 によって) 国際連盟が喘息治療のために事前に TUE を要求していない国際競技大会中のものである場合においては、競技者は、第 5 条 1 項によって IFSC 規律委員会に問題が報告される前に、TUE 国際基準第 7 条 13 項に基づいて遡及的 TUE を TUE 委員会に求める機会が与えられねばならない。この申請の結果は、第 5 条 1 項 2 による違反を疑われる分析結果の検討において IFSC が判断するために IFSC に送付されねばならない。

5.1.4 第 5 条 1 項 2 の違反を疑われる分析結果の最初の検討によって、適切な TUE の存在、違反を疑われる分析結果を生じさせた国際試験基準又は試験所国際基準からの明白な乖離が認められなかった場合、IFSC は競技者に以下の点について速やかに通知する。(a) 違反を疑われる分析結果 (b) ドーピング防止規則違反 (c) B 検体の分析を速やかに要求できるという競技者の権利、又はそうした要求をしなかった場合は B 検体分析の権利放棄とみなされる可能性があること (d) 競技者又は国際連盟が B 検体の分析を要求することを選択した場合は、B 検体分析の予定期日、時間及び場所(試験所国際基準で定める期間内に行うべき) (e) B 検体分析を要求する場合は、予定期日、時間、場所における B 検体の開示及び分析に競技者及び、又はその代理人が立ち会う機会、そして (f) 試験所国際基準が定める情報を含む、A と B 検体の試験所資料のコピーを要求する競技者の権利。IFSC はさらに競技者の国内ドーピング防止機関及び WADA にも通知しなければならない。IFSC が違反を疑われる分析結果をドーピング防止規則違反としないことに決定した場合は、競技者、競技者の国内ドーピング防止機関及び WADA に通知しなければならない。

5.1.5 競技者又は IFSC の要請がある場合は、国際検査基準で定める時間内に B 検体検査を行う手配が取られる。競技者は、B 検体分析の要件を放棄することによって、A 検体結果を受け入れることもできる。その場合でも、IFSC は B 検体分析を進め





ることを選択できる。

**5.1.6** 試験所*国際基準*が定める期間内においては、*競技者*及び、又はその代理人はB検体分析に立ち会うことを許されねばならない。さらに、IFSC の代表に加えて*競技者の国内競技連盟*代表の立ち会いも許されねばならない。

**5.1.7** B 検体が陰性と判明すれば、(IFSC が第 2 条 2 項により事件をドーピング防止規則違反として取りあげない限り) 検査全体が陰性と判断され、*競技者*、その*国内競技連盟*、及び国際連盟はその旨を通知される。

**5.1.8** 禁止物質又は禁止方法の使用が検出された場合は、その結果は*競技者*、その*国内競技連盟*、国際連盟及び WADA に通知される。

**5.1.9** 違反を疑われる分析結果を伴わない、明白なドーピング防止規則違反については、IFSC は必要な追跡捜査を実施し、ドーピング防止規則違反が発生したと認めるに至った場合は、IFSC は違反された疑いのある規則と違反の理由について*競技者*に速やかに通知しなければならない。

## 5.2 特異な結果の結果管理

**5.2.1** *国際基準*が定めるように、更なる調査が必要な特異な結果として、内因的にも生成され得る禁止物質が検出された場合には、試験所は報告しなければならない。

**5.2.2** IFSC によって、又は IFSC のために、ある*競技者*から採取された検体に関して試験所が特異な結果を報告する場合は、IFSC 規律委員会は以下の点を明らかにするために審査を行う。(a) 特異な結果が TUE *国際基準*に基づく適正な TUE と適合するか、(b) 特異な結果をもたらした、*国際検査基準*又は試験所*国際基準*からの明白な乖離がなかったか。

**5.2.3** 第 5 条 5 項 2 の特異な結果の最初の審査によって、適正な TUE の存在が明らかになり、又は、特異な結果をもたらした*国際検査基準*又は試験所*国際基準*からの明白な乖離が明らかになった場合は、検査全体が陰性と評価され、その結果は*競技者*、その*国内競技連盟*、及び国際連盟に通知される。

**5.2.4** 第 5 条 5 項 2 の特異な結果の最初の審査によって、適正な TUE の存在が明らかにならず、又は、特異な結果をもたらした*国際検査基準*又は試験所*国際基準*からの明白な乖離が明らかにならなかった場合は、IFSC は*国際基準*で要求されている追跡調査を実施する。その調査が終了すると、特異な結果は違反を疑われる分析結果とみなされる。国際連盟は第 5 条 1 項 3 にもとづいて事件を進めなければならない。





**5.2.5** IFSC は、以下の状況の一つでも存在しない限り、その調査を終了し、かつ特異な結果を違反を疑われる分析結果とみなすことを決定するまでは、特異な結果の通知を行わない。

- a) 追跡調査終了前に IFSC が B 検体の分析を決定した場合、特異な結果の説明と第 5 条 1 項 4 (c) から (f) で定める情報を含んだ通知を競技者に通知した後に B 検体分析を実施することができる。
- b) 国際競技大会の直前に主要競技大会機関から、又は、国際競技大会のためのチームメンバーを選定する切迫した期限に迫られているスポーツ組織から、提供されたリストで競技者を特定するよう要請を受け取ったが、主要競技大会機関又はスポーツ組織が特異な結果をペンディングしている場合、IFSC はまず競技者に特異な結果の通知を行った後にそうした競技者を特定すべきである。

### 5.3 他の国際競技大会中に行った検査の結果管理

国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、又は主要競技大会機関による検査の結果管理及び聴聞会の実施は、競技大会から又は競技会成績の失格の制裁に至るまで、IFSC が行う。

### 5.4 国内競技連盟が行った検査の結果管理

国内競技連盟が行う結果管理は、第 5 条が定める詳細な規定の基礎となっている効率的で公平な結果管理の一般原理に沿って行われる。ドーピング・コントロールの結果は全て、国内競技連盟の結果管理手続で結論が出てから 14 日以内に IFSC と WADA に報告されねばならない。国内競技連盟のメンバーである競技者に明白なドーピング防止規則違反が明らかになった場合は、国内競技連盟規則又は国内法にもとづいて適切に設立された聴聞委員会に照会されねばならない。明白なドーピング防止規則違反を行った競技者が他の国内競技連盟のメンバーであっても、競技者の国内競技連盟に聴聞のために照会されねばならない。

ドーピング事件に関して国内競技連盟が実施する全ての規律手続きにおいて、国内競技連盟は IFSC 事務所に対して、付録 3 が定める形式のドーピング違反報告を送付する。

### 5.5 居場所情報違反の結果管理

**5.5.1** IFSC の検査対象者登録リストに掲げられた競技者による、明らかな提出不履行の結果管理は国際検査基準第 11 条 6 項 2 に基づいて IFSC が行う（第 4 条 4 項 4 に基づいて、国内競技連盟又は国内ドーピング防止機関が責任を負うとの合意がない限り）。

**5.5.2** IFSC による、又は IFSC のための競技者を検査ようとする企ての結果として生じる、IFSC の検査対象者登録リストに掲げられた競技者による、明らかな検査不参加の結果管理は国際検査基準第 11 条 6 項 3 に基づいて IFSC が行う。ドーピング



防止機関による、又は他のドーピング防止機関のための競技者を検査しようとする企ての結果として生じる、そうした競技者による、明らかな検査不参加の結果管理は国際検査基準第 11 条 7 項 6 (c) に基づいて他のドーピング防止機関が行う。

5.5.3 18 ヶ月間の間に、IFSC の検査対象者登録リストに掲げられたある競技者が提出不履行を 3 回行うか、検査不参加を 3 回行うか、両者合計で 3 回行ったと宣言された場合は、それが本規則かどのドーピング防止機関の規則の下で行われたに係わらず、IFSC は明白なドーピング防止規則違反として取りあげなければならない。

## 5.6 暫定的資格停止

5.6.1 A 検体の分析によって、特定物質ではない禁止物質に違反を疑われる分析結果が検出され、第 5 条 1 項 2 の調査によっても適正な TUE の存在が明らかにならず、又は、違反を疑われる分析結果をもたらした国際検査基準又は試験所国際基準からの明白な乖離が明らかにならなかった場合は、ドーピング防止規則違反を犯したか否かの決定をペンディングして、IFSC は競技者に暫定的資格停止処分を下さなければならない。

5.6.2 第 5 条 6 項 1 が適用されず、IFSC が本条より前の規定に基づいてドーピング防止規則違反として事件を進めることに決定した場合、規律委員会との協議の後、国際連盟役員会はドーピング防止規則違反を犯したか否かの決定をペンディングして、競技者を暫定的資格停止にすることができる。

5.6.3 暫定的資格停止措置が課される場合、第 5 条 6 項 1 又は第 5 条 6 項 2 に基づいて競技者には以下の機会が与えられる。(a) 暫定的資格停止措置が課される前又は課された後の任意の時に暫定的聴聞会の機会、(b) 暫定的資格停止措置が課された後の任意の時に IFSC 規律規則第 8 条 (聴聞) 及び第 5 条 8 (規律手続と聴聞) に基づく簡易聴聞会の機会。国内競技連盟は、第 5 条 6 の定める原則に基づいて暫定的資格停止を課す。

5.6.4 暫定的資格停止が A 検体についての違反を疑われる分析結果に基づいて科され、後の B 検体分析が A 検体分析と異なる結果となった場合、WADA 規程第 2 条 1 項 (禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの存在) 違反によるさらなる暫定的資格停止の対象とはならない。競技者 (又は、適用される国際連盟の規定に従い、競技者のチーム) が第 2 条 1 項違反を理由に競技会への参加が停止され、B 検体分析が A 検体分析と異なる結果となった場合、競技会に影響を与えずに競技者又はチームの復帰が未だ可能ならば、競技者又はチームは競技会への参加を継続できる。



## 5.7 スポーツからの引退

結果管理手続の途中に**競技者**又はその他の人が引退した場合、IFSC がその手続を完成させる権限を保持する。結果管理手続を開始する前に**競技者**又はその他の人が引退した場合で、かつドーピング防止規則違反の時に IFSC が**競技者**又はその他の人に対して結果管理手続権限を有していた場合、IFSC は結果管理手続を行う権限を有する。

## 5.8 規律手続及び聴聞

IFSC 及び国内競技連盟は、上の条文及び**国際基準**に基づいて規律手続を実施する。IFSC 規律手続及び公正な聴聞を受ける権利は IFSC 規律規則が定めている。

規律委員会での聴聞手続は以下の原則を遵守すべきである。

- ・ 時宜にかなった聴聞
- ・ 公平で中立的な聴聞委員会
- ・ 人の自費で弁護人の保護を受ける権利
- ・ ドーピング防止規則違反の主張について公平で時宜にかなった方法で情報を得る権利
- ・ ドーピング防止規則違反の主張と生じうる**結果**について反論する権利
- ・ 証人を召喚及び尋問する権利を含み、証拠を提出する各当事者の権利（電話又は書面提出によるで証言を受理するか否かは聴聞委員会の裁量に従う）
- ・ 聴聞会において通訳者を利用する権利、なお聴聞委員会が通訳者の身元を確認し、その費用の負担を判断する責任を負う
- ・ 特に**資格停止期間**の理由説明を含む、時宜にかなった、書面による、合理的な判断が下されること

**5.8.1** 本条の聴聞は迅速に、全ての事件において第 5 条で定める結果管理手続の終了の 3 ヶ月以内に行わねばならない。**競技大会**に関連して開催される聴聞会は簡易手続きで行われる。聴聞会の終了が 3 ヶ月を超えて遅れる場合は、**競技者**が**国際水準の競技者**であればスポーツ仲裁裁判所の仲裁人を IFSC は選任することができる。スポーツ仲裁裁判所に上程された事件は、不服申立時期の制限なしにスポーツ仲裁裁判所不服申立手続きに従って扱われる。聴聞会の終了が 3 ヶ月を超えて遅れ、**競技者**が**国際水準の競技者**でない場合は、IFSC は第 10 条 2 項 2 で参照される国内水準不服申立組織に直接に事件を上げることを決定できる。いずれの場合においても、**国内競技連盟**の責任及び費用において聴聞は進行する。いずれの場合においても、決定に対する不服申立はスポーツ仲裁裁判所に対して行われる。

*(第 5 条 8 項 1 の解説：例えば、ドーピング防止規則違反の有無の決定が競技大会への**競技者**の参加資格を決定するのに必要な場合には、主要競技大会の前日に略式の聴聞会が開催され*



る可能性がある。又は、ドーピング防止規則違反の有無の決定が、競技者の成績の有効性や競技大会への参加継続を決する場合、競技大会開催期間中に略式の聴聞会が開催される可能性がある。）

**5.8.2** 国内競技連盟は、係争事件の状態と聴聞の結果について IFSC に充分に通知を行う。

**5.8.3** IFSC は聴聞会にオブザーバーとして参加する権利を有する。

**5.8.4** 競技者又はその他の人は、ドーピング防止規則違反を認め、国内競技連盟の提案に従い、第 6 条、第 7 条によって結果を受入れ、聴聞を行わないことができる。聴聞の権利の放棄は、意思表示か国内競技連盟によるドーピング防止規則違反の主張に対して競技者又はその他の人が 7 日間の間に争わないことによって行われる。聴聞が行われない場合、国内競技連盟は第 10 条 2 項 3 が定める人に、採られた措置について理由を明らかにした決定を提出する。

**5.8.5** 国内競技連盟の決定は、聴聞の結果であれ、競技者又はその他の人が結果を受け入れることの結果であれ、第 10 条の定めにより不服申立を行うことができる。

**5.8.6** 国内競技連盟の聴聞決定は、第 10 条の定め、又は、適法な国内法の定め以外では、国内における行政的審問の対象とはならない。

## 6. 個人の成績の自動的失効

個人スポーツにおける競技会検査でドーピング防止規則違反となると、メダル、得点、賞の剥奪を含め競技会で得られた全成績の自動的失効につながる。

(第 6 条の解説：競技者が体内に禁止物質を有して金メダルを取ると、その成績は金メダル獲得者の過失の有無に係わらず、その競技会の他の競技者にとって不公平となる。「きれいな」競技者のみが自らの競技成績から利益を得ることを許されるべきである。

団体スポーツについては、第 8 条（団体にとっての成績）参照）

(団体スポーツではないが、賞が団体に与えられるスポーツにおいては、一人又は二人以上の団体メンバーがドーピング防止規則違反を犯した場合の団体に対する失効又は規律行為は、国際連盟の規則に定められている。)



## 7. 個人に対する制裁

### 7.1 ドーピング防止規則違反が途中で発生した競技大会の成績の失効

ドーピング防止規則違反が競技大会の途中、又は競技大会に関連して発生した場合、第7条1項1の場合を除き、メダル、得点及び賞の剥奪を含み、当該競技大会で競技者が獲得した全個人成績の失効につながる可能性がある。

(第7条1項の解説：第6条（個人成績の自動的失効）は検査を受けた競技者が陽性となった単独の競技会の成績を失効させるのに対して、本条は競技大会中の全レースの全成績の失効につながる。競技大会中の他の成績を失効させるか否かを検討する際に考慮される要素は、例えば、競技者のドーピング防止規則違反の程度、他の競技会で陰性となったかである。)

7.1.1 競技者が違反について過誤又は過失がないことを証明した場合は、ドーピング防止規則違反が発生した競技会以外の競技会の成績がドーピング防止規則違反の影響を受けていた可能性がない限り、競技者の他競技会での成績は失効とはならない。

### 7.2 禁止物質及び禁止方法の存在、使用又は使用の企て、若しくは保有による資格停止

第3条2項1（禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在）、第3条2項2（禁止物質又は禁止方法の使用或いは使用の企て）又は第3条2項6（禁止物質又は禁止方法の保有）の違反に課せられた場合の資格停止期間は、第7条4項及び5項が定める資格停止期間の取消又は短縮の条件、若しくは、第7条6項が定める資格停止期間の延長の条件が満たされない限り、以下の通りである。

最初の違反：2年の資格停止。

(第7条2項の解説：ドーピング防止で最も論争となり、論議されている分野は制裁の調和の問題である。調和とは、個別事件における独自事実を評価するのに、同じ規則、基準が適用されることを意味する。制裁において調和を求める事に反対する議論は、スポーツ間の違いを根拠とする。以下がその例である。あるスポーツでは競技者は相当の収入を上げているプロであるのに対して、他のスポーツでは競技者は真のアマチュアである。キャリアの長いスポーツ

(例えば、乗馬、射撃) に比べて短いスポーツ (例えば、体操競技) では、2年の資格停止が競技者に及ぼす影響は非常に大きい。個人スポーツでは、資格停止中も個人練習によって競技技術を保持しやすいが、他のスポーツではチームとしての練習がより重要である。調和を求めることに賛成する意見の基礎にあるのは、同一国の2人の競技者が同じ状況下で同じ禁止物質で陽性となったのに、参加するスポーツの違いで異なった制裁を受けるのは、全く正しくないという考えである。さらに、制裁における柔軟性は、ドーピング常習者に対する緩やかな制裁を認める機会となっていて、いくつかのスポーツ団体からは受け入れがたいとしばしば評価されてきた。制裁における調和の欠如は、国際連盟と国内ドーピング防止機関の司法的対立の原





因となってきた。)

### 7.3 他のドーピング防止規則違反に対する資格停止

第 7 条 2 項が定める以外のドーピング防止規則違反に対する資格停止期間は以下の通りである。

**7.3.1** 第 3 条 2 項 3 (検体採取提出拒否又は不履行) 又は第 3 条 2 項 5 (ドーピング・コントロールの不当な改変) 違反に対する資格停止期間は、第 7 条 5 項又は第 7 条 6 項の要件が満たされない限り、2 年間である。

**7.3.2** 第 3 条 2 項 7 (不正取引) 又は第 3 条 2 項 8 (禁止物質又は禁止方法の投与) 違反に対する資格停止期間は、第 7 条 4 項の要件が満たされない限り、最短 4 年間で最長永久である。未成年者によるドーピング防止規則違反は特に重大な違反であり、特定物質以外の違反が競技者支援要員によってなされた場合は、その競技者支援要員は永久に資格停止となる。さらに、スポーツ以外の法、規則違反ともなるそうした重大違反は、所轄行政、専門的司法的当局に報告されねばならない。

(第 7 条 3 項 2 の解説：競技者をドーピングすることに関与した者、又はドーピング隠蔽に関与した者は、陽性となった競技者より厳しい制裁を受けるべきである。スポーツ組織の権限は、一般的に、資格、会員資格や他のスポーツ便益の資格停止に限定されるので、競技者支援要員を所轄当局に報告することはドーピング防止にとって重要なステップとなる。)

**7.3.3** 第 3 条 2 項 4 (提出不履行及び、又は検査不参加) 違反に対する資格停止期間は、競技者の過誤の程度に従い、最短 1 年間で最長 2 年間である。

(第 7 条 3 項 3 の解説：3 回全ての提出不履行及又は検査不参加が弁解できないものである場合、第 7 条 3 項 3 の制裁は 2 年間とすべきである。その他の場合は、事件の状況に応じて、制裁は 1 年から 2 年の間で評価されるべきである。)

### 7.4 特別状況における特定物質に対する資格停止期間の取消又は短縮

競技者又はその他の人が、特定物質がどのように体内に入り、又はどのように保有するに至ったか、そして、その特定物質が競技者のスポーツ成績を向上すること、又は、成績向上物質の使用の隠蔽を意図したものではないことを証明した場合には、第 7 条 2 項の資格停止期間は以下に置き換えられる。

最初の違反：最低で譴責処分、将来の競技大会に対する資格停止なし。最大で、2 年間の資格停止。



取消又は短縮を受けるためには、**競技者**又はその他の人は、聴聞委員会に対して、スポーツ成績を向上させる意図、又は、成績向上物質の使用隠蔽の意図がないことを充分説得する証言に加えて、確証を提出しなければならない。資格停止期間の取消又は短縮を評価する時に基準として検討されるのは、**競技者**又はその他の人の過誤の程度である。

(第7条4項の解説：現在第4条2項2. 2で規定されている特定物質は、他の禁止物質よりスポーツ・ドーピングにとってより深刻な薬物でないわけでは、必ずしもない(例えば、特定物質となっている興奮剤は競技者にとって競技において非常に効果的である)。そのため、本条の要件を満たさない競技者は、2年間の資格停止期間を受け、第7条6項によって最大4年間の資格停止期間を受ける可能性がある。しかしながら、他の禁止物質とは異なり、特定物質はドーピングに当たらないとの信頼性ある説明の根拠となりやすい。

本条が適用されるのは、事件の客観的状況から聴聞委員会が、スポーツ成績向上の意図なく競技者が禁止物質を摂取したと充分納得した場合に限られる。複合して、そうした客観的状況の例に含まれるのは以下である。特定物質の性質、又は摂取の時期が競技者にとって利益とならないという事実。競技者が特定物質の使用を隠さなかったこと、又は開示した事実。特定物質の非スポーツ関連処方を確認する当時の医療記録。一般的には、潜在的成績向上能力が高いほど、スポーツ成績向上の意図がないことを証明する競技者の負担は重くなる。

スポーツ成績向上の意図がないことを聴聞委員会に十分に納得させなければならないが、特定物質がどのように体内に入ったかの競技者による証明は証拠の優越程度で足る。

競技者又はその他の人の過誤の程度を評価する際に、検討すべき状況は、期待される行動基準からの競技者又はその他の人の乖離を具体的に関連づけて説明するものでなければならない。従って、例えば、資格停止期間中競技者が多額の金を稼ぐ機会を失う可能性がある事実、又は、競技者の残されたキャリア期間が短い事実、さらには、スポーツ・カレンダーでの時期の不都合等は、本条の資格停止期間短縮において考慮されるべき関連事実にあたらない。資格停止期間の取消は、最も例外的事件に限られる事がのぞまれる。)

## 7.5 例外的事情を理由とする資格停止期間の取消又は短縮

- 7.5.1 過誤又は過失がないこと 個別事件において**競技者**に過誤又は過失がないことを証明した場合は、適用されたとあろう資格停止期間は取消される。第3条2項1 (禁止物質の存在)違反において競技者の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが検出された場合、資格停止期間の取消を受けるには、競技者は禁止物質がどのようにして体内に入ったかも証明しなければならない。本条が適用されて、資格停止期間の取消が行われる場合、第7条7項の複合違反に対する資格停止期間の決定に関しては、ドーピング防止規則違反は違反としては考慮されない。



**7.5.2 重大な過誤又は過失がないこと** 個別事件において競技者又はその他の人に重大な過誤又は過失がないことを証明した場合は、適用されたであろう資格停止期間は短縮されるが、その短縮された期間は本来の資格停止期間の半分を下回ることはできない。本来の資格停止期間が永久である場合、短縮された停止期間は8年間を下回ることはできない。第3条2項1（禁止物質の存在）違反において競技者の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが検出された場合、資格停止期間の短縮を受けるには、競技者は禁止物質がどのようにして体内に入ったかも証明しなければならない。

（第7条5項1及び第7条5項2の解説：IFSCドーピング防止規則は、競技者が違反に関連して過誤又は過失がないこと、又は重大な過誤又は過失がないことを証明した例外的な状況においては、資格停止期間の取消又は短縮をすることを定めている。このアプローチは人権の基本原理に適合するものであり、より限定された例外、又は全く例外を認めないことを主張するドーピング防止機関と、競技者に過誤がある場合でも他の要素を広く認めて2年の停止短縮を主張する者とのバランスを図るものである。本条は制裁を課する時に適用されるのであり、ドーピング防止規則違反の有無の決定には適用されない。第7条5項2は全ドーピング防止規則違反に適用されるが、その適用によって停止期間の短縮を受けるのは、事実の認識が違反の要素となっているので、特に困難である。

第7条5項1及び第7条5項2によって影響を受けるのは、大半の事件ではなく、真に例外的な状況が認められる事件に限られる。

第7条5項1の運用を明らかにするなら、過誤又は過失がないことが制裁の完全な取消をもたらす例は、競技者が十分な注意を払ったにもかかわらず、競争相手によって妨害されたと証明できた場合である。逆に、以下の状況においては、過誤又は過失がないことを理由にして制裁を取消することは認められない。(a) ラベル間違い又は、コンタミネーションをおこしたビタミン又は栄養サプリメントによる陽性検査結果（競技者は摂取するものについて責任を負わねばならず（第3条2項1.1）、サプリメント・コンタミネーションの可能性については警告されている）(b) 競技者への開示なしに、競技者の個人医又はトレーナーが禁止物質を投与（競技者は、禁止物質を与えられないように、医療スタッフを選び、指示を与える責任を負っている）(c) 配偶者、コーチ、又は競技者の関係者の誰かによる競技者の食べ物又は飲み物への妨害（競技者は摂取するものと食べ物及び飲み物を委ねる者の行為に対して責任を負う）。しかしながら、上記参照例は、特定事件の独自事実によっては、重大な過誤又は過失がないことによる短縮された制裁を受ける可能性がある。（例えば、参照例(a)において競技者が、陽性結果の原因は禁止物質とつながりがない所から購入した一般市販ビタミンのコンタミネーションだったこと、そして、競技者は他の栄養サプリメントを摂取しないよう注意を払ったことを明確に証明した場合は、短縮を受けられる事が適当である。



第7条5項1及び第7条5項2で、競技者又はその他の人の過誤の程度を評価する際に、検討すべき証拠は、期待される行動基準からの競技者又はその他の人の乖離を具体的に関連づけて説明するものでなければならない。従って、例えば、資格停止期間中競技者が多額の金を稼ぐ機会を失う可能性がある事実、又は、競技者の残されたキャリア期間が短い事実、さらには、スポーツ・カレンダーでの時期の不都合等は、本条の資格停止期間短縮において考慮されるべき関連事実にあたらぬ。

課せられる制裁を決定する際に、未成年であること自体は特別な扱いを受けないが、若さと経験の欠如は、第7条4項及び第7条5項1と同じく第7条5項2の下で競技者又はその他の人の過誤を決定する際は、関連要素として十分に考慮される。

第7条3項3又は第7条4項が適用される事件では、第7条5項2は適用されるべきではない。なぜなら、資格停止期間を確定するために、競技者又はその他の人の過誤の程度をすでにそれらの規定は考慮に入れているからである。）

#### 7.5.3 ドーピング防止規則違反を発見又は証明するための実質的支援

IFSC 規律委員会は、第10条による最終不服申立決定、又は不服申立期限終了の前に、個別事件における資格停止期間の一部を一時停止することができる。その要件は、競技者又はその他の人がドーピング防止機関、司法当局、又は専門的規律組織に実質的支援を提供し、他の人のドーピング防止規則違反のドーピング防止機関による発見又は証明をもたらし、又は他の人の犯罪又は職業的規則違反の司法当局、又は規律組織による発見又は証明をもたらすことである。IFSC は、第10条による最終不服申立決定、又は不服申立期限終了の後に、資格停止期間の一部を WADA の承認に基づいてのみ一時停止することができる。一時停止される期間の長さは、競技者又はその他の人によるドーピング防止規則違反の程度、及び、スポーツにおけるドーピング排除に向けた、競技者又はその他の人の実質的支援の重要性によって異なる。一時停止される期間は、資格停止期間の最大4分の3である。本来の資格停止期間が永久である場合、短縮された停止期間は8年以上となる可能性がある。本条によって IFSC が資格停止期間を一時停止する場合は、その決定に対して不服申立する権利を有する各ドーピング防止機関に、決定の理由を文書で速やかに通知しなければならない。IFSC が、競技者又はその他の人が予定された実質的支援の提出を履行しなかったことを理由にして、結果的に停止期間の一時停止を取り消した場合は、競技者又はその他の人は第10条2項にもとづいてその取消を不服申立することができる。

(第7条5項3の解説：きれいなスポーツを実現するには、競技者、競技者支援要員、その他自己の間違いを認め、他のドーピング防止規則違反を明るみに出す意思がある人の協力が重要である。)



実質的支援の重要性を評価する際に考慮される要素には、以下が含まれる。関与した個人の数、スポーツにおけるそれら個人の地位、第3条2項7の不正取引、又は第3条2項8の投与に係わる計画であったか、検査によって容易には検出されない物質又は方法による違反であったか。停止期間の最大一時停止は、非常に例外的な事件においてのみ認められる。ドーピング防止規則違反の程度に関連して考慮される追加的要素は、実質的支援を提供する人に、成績向上利益をまだ享受する可能性があるか否かである。一般的には、実質的支援の提供が結果管理手続の早い段階で行われるほど、一時停止を受ける期間の比率は増大する。

ドーピング防止規則違反の疑いをかけられた競技者又はその他の人が、IFSC 規律規則第8条の競技者又はその他の人の聴聞に対する権利放棄及び第5条8項に関連して、本条に基づいて資格停止期間の一時停止を主張する場合は、IFSC は本条に基づく資格停止期間の一部停止が適切かを判断する。資格停止期間の一時停止を、競技者又はその他の人が、IFSC 規律規則第8条、及びドーピング防止規則違反に関する第5条8項の聴聞の完了前に主張した場合、聴聞委員会はドーピング防止規則違反の有無の決定と同時に本条の資格停止期間の一部停止が適切かを判断する。資格停止期間の一部停止が行われた場合、決定において提供された情報の信用性、ドーピング防止規則違反又は他の違反の発見又は証明における重要性を結論付けた根拠を決定は明らかにしなければならない。もし、競技者又はその他の人の資格停止期間の一時停止の請求が提出されたのが、ドーピング防止規則違反の最終決定後で、第10条の不服申立の対象となっていないが、競技者又はその他の人の資格停止期間が未だ継続中の場合は、競技者又はその他の人は本条に基づき、資格停止期間の一時停止の請求をIFSC に求めることができる。そうした停止期間の一時停止にはWADA の承認を要する。停止期間の一時停止の要件が満たされていない場合は、IFSC は元の停止期間を復活する。本条でIFSC が行った決定は、第10条2項によって不服申立することができる。

(IFSC のドーピング防止規則で停止期間の一時停止が認められるのは、この場合だけである。)

#### 7.5.4 他の証拠がない中でのドーピング防止規則違反の自白

ドーピング防止規則違反を証明しうる検体採取の通知受領前に（第3条2項1以外のドーピング防止規則違反の場合は、第7条により自白された違反の最初の通知を受ける前）、競技者又はその他の人が自主的にドーピング防止規則違反の実行を承認し、かつ、その自白が当時、違反の唯一信頼性ある証拠だった場合、資格停止期間は短縮することができる。しかし、短縮は期間の半分以下にとどまる。

(第7条5項4の解説：本条の適用が予想されているのは、どのドーピング防止機関も違反に気がついていない段階で、競技者又はその他の人が名乗り出て、ドーピング防止規則違反を認める状況である。競技者又はその他の人が捕まるのを知りながら自白したような場合に適用される事を予定していない。)



#### 7.5.5 競技者又はその他の人が制裁の短縮を本条の複数の規定によって得る場合

第7条5項2、第7条5項3及び第7条5項4に基づき短縮を適用する前に、第7条2項、第7条3項、第7条4項及び第7条6項に基づいて資格停止期間が決定される。競技者又はその他の人が、第7条5項2、第7条5項3又は第7条5項4の2つ以上の条項に基づき資格停止期間の短縮又は一時停止を受ける地位を確立した場合、資格停止期間の短縮又は一時停止は行われるが、元の停止期間の4分の1以下になることはない。

(第7条5項5の解説: 適切な制裁は4段階の順を追って決定される。第一、聴聞委員会が、特定のドーピング防止規則違反にどの基本的制裁(第7条2項、第7条3項、第7条4項又は第7条6項)が適用されるか決定する。第二、聴聞委員会が、制裁の取消又は短縮(第7条5項1から第7条5項4)の根拠があるかを決定する。しかしながら、取消又は短縮の全ての根拠が基本的制裁の規定と対応しているわけでないことに注目せよ。例えば、第7条5項2は、第7条3項3又は第7条4項に係わる事件には適用されない。なぜならば、聴聞委員会は第7条3項3及び第7条4項によって、競技者又はその他の人の過誤の程度に基づいて資格停止期間の長さをすでに決定しているだろうからである。第三に、聴聞委員会が、第7条5項の2つ以上の規定によって短縮を受けることができるかを第7条5項5に基づいて決定する。最後に、聴聞委員会は第7条9項に基づいて資格停止期間の開始時期を決定する。分析の正しい順序を以下の4例が示す。

##### 例1

事実: 違反が疑われる分析結果は、アナボリック系ステロイドに係わるものである。競技者は違反の主張通りドーピング規則違反を速やかに認めた。競技者は重大な過誤がないことを証明し(第7条5項2)、重要な実質的支援を提供した(第7条5項3)。

##### 第7条の適用

1. 基本制裁は第7条2項によって2年となる(競技者が速やかに違反を認めているので、加重事由(第7条6項)にはあたらない。ステロイドは特定物質ではないので、第7条4項は適用されない。)
2. 重大な過誤がないことのみに基づいて制裁は最大2年の半分まで短縮される。実質的支援のみに基づいて、制裁は2年の4分の3まで短縮される。
3. 第7条5項5に基づいて、重大な過誤がないこと、及び実質的支援を合わせて可能な短縮を検討すると、最大で2年の4分の3まで短縮される。従って、最短の制裁は6ヶ月の資格停止となる。
4. 競技者が速やかに違反を認めているので第7条9項2により資格停止は検体採取日から開始できるが、いずれにしても競技者は聴聞決定日から停止期間の少なくとも半分(最短3ヶ月)を服さなければならない。



## 例 2

事実：違反が疑われる分析結果は、アナボリック系ステロイドに係わるものである。加重事由が存在し、競技者はドーピング防止規則違反の意図がなかったことを証明できないでいる。競技者は違反の主張通りのドーピング規則違反を速やかには認めなかった。しかし、競技者は重要な実質的支援を提供した（第 7 条 5 項 3）。

### 第 7 条の適用

1. 基本制裁は第 7 条 6 項によって 2 年から 4 年となる。
2. 実質的支援により、制裁は最長 4 年の 4 分の 3 まで短縮される。
3. 第 7 条 5 項 5 は適用されない。
4. 第 7 条 9 項 2 により資格停止期間は聴聞会決定の日から開始する。

## 例 3

事実：違反が疑われる分析結果は、特定物質に係わるものである。競技者は特定物質がどのように体内に入ったか、そしてスポーツ成績を向上させる意図がなかったことを証明した。競技者は自らの過誤は非常に少なかったことを証明した。そして、重要な実質的支援を提供した（第 7 条 5 項 3）。

### 第 7 条の適用

1. 違反が疑われる分析結果が、特定物質に係わるもので、競技者が、第 7 条 4 項の他の要件を満たしたので、基本制裁は戒告から資格停止 2 年の間となる。聴聞委員会は、競技者の過誤を判断して、制裁をその間で課する。（この例では、聴聞委員会が資格停止期間 8 ヶ月を課するものと仮定する。）
2. 実質的支援により、制裁は 8 ヶ月の 3 分の 2 まで短縮できる（2 ヶ月まで。）（ステップ 1 で 8 ヶ月の資格停止期間を定めるとき競技者の過誤の程度は既に考慮に入れているので、重大な過誤がないこと（第 7 条 2 項）の適用はない。）
3. 第 7 条 5 項 5 は適用されない。
4. 競技者はドーピング規則違反を速やかに認めたので、第 7 条 2 項によって資格停止期間の開始は早くて検体採取の日からとなるが、競技者はいずれにしても聴聞決定日の後に少なくとも資格停止期間の半分は服さなければならない（最低 1 ヶ月）。

## 例 4

事実：違反が疑われる分析結果もドーピング規則違反も経験していない競技者が、成績向上のために意図的に複数の禁止物質を使用したと自主的に認めた。競技者は重要な実質的支援も提供した（第 7 条 5 項 3）。

### 第 7 条の適用

1. 成績向上のために意図的に複数の禁止物質を使用した場合は通常加重事由となる（第7条6項）、競技者は自主的に認めているので、第7条6項は適用されない。成績向上のために意図的に禁止物質を使用したので、使用された禁止物質が特定物質だったか否かを問わず第7条4項の適用はない。従って、第7条2項が適用され、科される資格停止の基本期間は2年となる。
2. 競技者は自主的に認めているので、それだけで資格停止期間は2年の半分まで短縮される（第7条5項4）。競技者の実質的支援だけで資格停止期間は最大2年の4分の3まで短縮される（第7条5項3）。
3. 第7条5項5で、自主的自白と実質的支援を合わせて考慮することで、制裁は最大2年の4分の3まで短縮される（資格停止期間は最短6ヶ月となる。）。
4. ステップ3で最短6ヶ月の資格停止期間を決める際に聴聞委員会が第7条5項4を考慮していたとすれば、資格停止期間は聴聞委員会が制裁を決定した日から開始される。そうでない場合は、第7条9項2により資格停止期間は、聴聞決定の日以降少なくとも期間の半分に服す（最短3ヶ月）事を条件として、ドーピング防止規則違反の日から開始される。）

#### 7.6 資格停止期間を延長させる可能性がある加重事由

第3条2項7（不正取引）及び第3条2項8（投与）以外のドーピング規則違反の個別事件で、標準的な制裁より長い資格停止期間を課すことを正当化する加重事由が存在する事を IFSC が証明した場合、競技者又はその他の人が違反の意図がなかったことを十分に満足行くよう聴聞委員会に証明できない限り、資格停止期間は最大4年まで延長される。

競技者又はその他の人は、IFSC によってドーピング規則違反の主張がかけられた時に、速やかに違反を認めることによって本条の適用を避けることができる。

（第7条6項の解説：標準的制裁よりも長い資格停止期間を科すことを正当化する加重事由の例。競技者又はその他の人が、個人的又は謀議により若しくはドーピング規則違反を実行する共同の事業として、ドーピング規則違反を計画又は企画の一部として実行した場合。競技者又はその他の人が禁止物質又は禁止方法の使用又は保有を複数回行うか、複数の物質又は方法で使用又は保有を行った場合。資格停止期間を超えて普通の個人がドーピング規則違反による成績向上効果を享受する可能性がある場合。競技者又はその他の人が、ドーピング規則違反の発見又は判決を欺き、若しくは、妨害する行為を行った場合。

念のために述べるが、この7条6項に記載されたコメントの加重事由の例はこれに限るものではなく、他の加重要因もより長い資格停止期間を科すことを正当とする可能性がある。第3条2項7（不正取引）及び第3条2項8（投与）違反は、第7条6項の適用には含まれない。なぜなら、その制裁は（4年から永久の資格停止）既に加重事由の考慮を充分に取り入れているからである。）



## 7.7 複数違反

7.7.1 2回目のドーピング規則違反 競技者又はその他の人の最初のドーピング規則違反の資格停止期間は、第7条2項及び3項が定める（第7条4項又は第7条5項の取消、短縮、一時停止、もしくは第7条6項の加重に従う）。第2回目のドーピング規則違反に対する資格停止期間は、以下の表で定める。

|      | RS   | FFMT  | NSF   | St   | AS    | TRA   |
|------|------|-------|-------|------|-------|-------|
| RS   | 1－4  | 2－4   | 2－4   | 4－6  | 8－10  | 10-永久 |
| FFMT | 1－4  | 4－8   | 4－8   | 6－8  | 10－永久 | 永久    |
| NSF  | 1－4  | 4－8   | 4－8   | 6－8  | 10－永久 | 永久    |
| St   | 2－4  | 6－8   | 6－8   | 8-永久 | 永久    | 永久    |
| AS   | 4－5  | 10-永久 | 10-永久 | 永久   | 永久    | 永久    |
| TRA  | 8-永久 | 永久    | 永久    | 永久   | 永久    | 永久    |

（第一列：初回違反 第一行：第2回違反）

### 第2回目ドーピング規則違反表の定義

RS（第7条4項の特定物質に対する短縮制裁）：ドーピング規則違反は、特定物質に係わり、かつ、第7条4項の要件を満たすので、短縮された制裁が科された又は科されるべきである。）

FFMT（提出不履行及び、又は検査不参加）：ドーピング規則違反は、第7条3項3（提出不履行及び、又は検査不参加）によって制裁が科された又は科されるべきである。）

NSF（重大な過誤又は過失がないことに対する短縮制裁）：ドーピング規則違反は、競技者によって重大な過誤又は過失がないことが証明されたので、第7条5項2によって短縮された制裁が科された又は科されるべきである。）

St（第7条2項又は第7条3項1による標準制裁）：ドーピング規則違反は第7条2項又は第7条3項1によって2年間の標準制裁が科された又は科されるべきである。）

AS(加重制裁)：ドーピング規則違反は、ドーピング防止機関が第7条6項で定める要件を証明したので、加重制裁が科された又は科されるべきである。）

TRA（不正取引またはその企て、及び投与又はその企て）：ドーピング規則違反は第7条3項2によって制裁が科された又は科されるべきである。）



(第7条7項1の解説: 表の適用は、左の欄で競技者又はその他の人の初回ドーピング規則違反を探しだし、右の第2回違反を表す欄へ移動する。例として、ある競技者が第1回違反に対して第7条2項により標準制裁を受けた後、第2回違反を行い、第7条4項により特定物質による制裁短縮を受けた場合を取りあげる。第2回違反に対する資格停止期間を定めるのに表を使用する。この例では、左の欄の4行目の標準制裁を示す「St」から始めて、右に移って第1列の特定物質に対する短縮制裁「RS」の「2-4」年が資格停止期間となる。資格停止期間はこの適用範囲内で、競技者又はその他の人の過誤の程度を基準として決定される。)

(第7条7項1RSの定義の解説: 第7条7項1のWADA規程前のドーピング規則違反への適用については、WADA第25条4項参照。)

#### 7.7.2 第2回目ドーピング規則違反に対する第7条5項3及び第7条5項4の適用

第2回目のドーピング規則違反を犯した競技者又はその他の人が、第7条5項3又は第7条5項4により資格停止期間の一部の取消又は短縮を受けることになった場合、聴聞委員会はまず第7条7項1の範囲内で資格停止期間を決めた後に、適切な一時停止又は短縮を定める。第7条5項3又は第7条5項4適用後の残った資格停止期間は、少なくとも本来の期間の4分の1以上でなければならない。

**7.7.3 第3回目ドーピング規則違反** 第3回目のドーピング規則違反は永久資格停止となる。但し、第3回目違反が第7条4項の資格停止期間の取消又は短縮の要件を満たすか、又は、第3条2項4違反（「提出不履行」及び、又は「検査不参加」）の場合はその限りではない。その場合、資格停止期間は、8年から永久となる。

#### 7.7.4 潜在的な複数違反に関する追加規則

- ・ 第7条7項の制裁を課すに当たって、あるドーピング規則違反が第2回目違反として考慮されるのは以下の場合のみである。競技者又はその他の人が第2回目違反を犯したのが、競技者又はその他の人が第5条（結果管理）による通知を受けた後であるか、又は第1回目違反について IFSC（又はその国内競技連盟）が通知を与えるための合理的な努力を行った後である、と IFSC（又はその国内競技連盟）が証明した場合。IFSC（又はその国内競技連盟）が上記証明を行えない場合、2つの違反は合わせて1つの1回めの違反であると判断され、制裁はより厳しい制裁を有する違反を元に課せられることになる。しかしながら、複数違反の発生は加重事由（第7条6項）認定の要素として考慮される。
- ・ 第1回ドーピング規則違反決定の後に、IFSC が第1回違反の通知前に発生した競技者又はその他の人によるドーピング規則違反を含む事実を発見した場合、IFSC は、2違反が同時に裁定された場合に科せられる制裁を基礎にして追加的制裁を課す。発覚したドーピング規則違反以降の競技会成績は、第7条8項に基づいて全て失効する。後に見つかった過去の違反によって加重事由（第7条6項）と認定される可能性を防





ぐために、最初の違反が問われた通知を受けた後、**競技者**又はその他の人は、自主的に適宜、以前のドーピング規則違反について明らかにしなければならない。同じ規則は IFSC が第 2 回目の違反決定後に以前の違反事実を発見した場合にも適用される。

(第 7 条 7 項 4 の解説：仮定的な状況であるが、ある**競技者**がドーピング規則違反を 2008 年 1 月 1 日に犯すが、IFSC は 2008 年 12 月 1 日まで発見しない。その間に、**競技者**はさらに違反を 2008 年 3 月 1 日に犯し、IFSC によって 2008 年 3 月 30 日に通告され、聴聞委員会が 2008 年 6 月 30 日に、当**競技者**が 2008 年 3 月 1 日にドーピング規則違反を犯したと決定を下す。後に発見された 2008 年 1 月 1 日の違反は加重事由の根拠となる。なぜなら、2008 年 3 月 30 日より最近の違反について通告を受けた後適時に**競技者**は自主的にそれ以前の違反を認めなかったからである。)

**7.7.5 8 年期間における複数ドーピング規則違反** 第 7 条 7 項において複数違反として考慮されるためには、各ドーピング規則違反は同じ 8 年の間に行われなければならない。

## **7.8 検体採取後又はドーピング規則違反後の競技会成績の失効**

第 6 条（個別成績の自動失効）に基づく、陽性検体による競技会成績の自動失効に加えて、陽性検体が採取された日（競技会検査、競技会外検査を問わず）、又は、他のドーピング防止規則違反が発生した日から暫定的資格停止又は資格停止期間の開始日までに獲得された競技成績全ては、公正性に反しない限り、獲得されたメダル、得点及び賞の剥奪を含め、失効となる。

**7.8.1** ドーピング防止規則違反を犯したと認められた後の資格回復の条件として、**競技者**は本条に基づき没収される全ての賞金をまず返金しなければならない。

**7.8.2** 没収賞金の割当 没収された賞金は、まず、賞金を取り戻すために必要な措置を実施するためにドーピング防止機関が負った回収費用の支払に宛てられ、次に、その事件の結果管理実施のためにドーピング防止機関が負った費用の支払いに充て、残金があれば、IFSC の独自規則によって割り当てられる。

(第 7 条 8 項 2 の解説：IFSC のドーピング防止規則は、ドーピング防止規則違反を行った者の行為によって損害を受けた、きれいな**競技者**又はその他の人が、違反を行った者に対して損害賠償の権利を行使することを何ら妨げるものではない。)

## **7.9 資格停止期間の開始**

以下に定める場合を除き、資格停止期間は、資格停止期間を定める聴聞会決定の日、又は、聴



聞会への参加が権利放棄された場合は、資格停止が受け入れられた日か、又は、課せられた日から開始する。

**7.9.1 競技者又はその他の人に帰責できない遅延** 競技者又はその他の人に帰責できない、聴聞手続、又はドーピング・コントロールのその他の面における実質的遅延があった場合、制裁を課す IFSC 又はドーピング防止機関は資格停止期間の開始を検体採取の日、又は、他のドーピング防止規則違反が発生した日まで早める事ができる。

**7.9.2 時宜にかなった自白** 競技者が、IFSC によるドーピング防止規則違反摘発後にその違反を速やかに（どの場合でも、他の競技を行う前に）自白した場合、資格停止期間の開始は、検体採取日、又は、最後に発生した他のドーピング防止規則違反の日となる。しかしながら、どちらの場合においても本条が適用される時は、競技者又はその他の人は、競技者又はその他の人が制裁に服すことを受け入れた日、又は、制裁を決定した聴聞会の日、若しくは、制裁が課せられる日から、停止期間の少なくとも半分は服さねばならない。

*（第 7 条 9 項 2 の解説：第 7 条 5 項 4（他の証拠がない中でのドーピング防止規則違反の自白）によって資格停止期間が既に短縮された場合には本条は適用されない。）*

**7.9.3 暫定的資格停止が課され、競技者がそれにしたがった場合は、暫定的資格停止期間は競技者が最終的に服すべき資格停止期間に算入される。**

**7.9.4 競技者が IFSC から文書での暫定的資格停止を自主的に受入れて以降、競技を控える場合、暫定的資格停止期間は競技者が最終的に服すべき資格停止期間に算入される。** 競技者による暫定的資格停止の自主的受入れの資料コピーは、第 11 条 1 項によりドーピング防止規則違反の可能性について通知を受け取る権限がある各当事者に速やかに送付される。

*（第 7 条 9 項 4 の解説：競技者による暫定的資格停止の自主的受入れは競技者の自白ではなく、競技者に対する不利な推定を導き出すように使用されるべきではない。）*

**7.9.5 暫定的資格停止又は自主的暫定的資格停止終了までの期間は、競技者が競技に参加しないことを選択したか否か、又は、チーム参加を停止された否かを問わず、資格停止期間に算入されない。**

*（第 7 条 9 項の解説：資格停止期間の開始時期を聴聞会による決定の日より早くする場合は、競技者の責によらない遅延、競技者による時宜にかなった自白、及び暫定的資格停止だけであ*



ることを明確にするために、第7条9項は改正された。この改正は、旧条文の一貫しない解釈と適用を修正するものである。)

## 7.10 資格停止期間中の地位

**7.10.1 資格停止期間中の参加禁止** 資格停止を宣言された競技者又はその他の人は、資格停止期間中は、IFSC、国内競技連盟、クラブ、又は、IFSC 及び国内競技連盟の他の加盟組織が認定するか主催する競技大会又は活動(認定されたドーピング防止教育又はリハビリテーション・プログラムは除く)、さらに、プロ・リーグ、又は、国際的、若しくは国内的水準の競技大会組織が認定、主催する競技会には、いかなる資格においても参加できない。

4年間より長い資格停止期間に服する競技者又はその他の人は、4年間の資格停止期間終了後、IFSC 及びその国内競技連盟の管轄に属さないスポーツの地域スポーツ競技大会に参加できる。但し、その地域スポーツ競技大会が国内チャンピオン試合又は国際競技大会に直接又は間接に当該競技者又はその他の人を参加させ得ない(又は国内チャンピオン試合又は国際競技大会に向けて得点を累積できない)水準であることを条件とする。

資格停止期間中の競技者又はその他の人は、検査の対象であり続ける。

(第7条10項1の解説: 例えば、資格停止中の競技者は自己の属する国内競技連盟又は国内競技連盟の会員であるクラブが組織する、訓練キャンプ、エキシビション又は練習に参加できない。さらに、資格停止中の競技者は、署名当事者ではないプロリーグ(例: 国内ホッケー・リーグ、国内バスケットボール連盟、等。)署名当事者ではない国際競技大会組織又は国内水準競技大会組織によって組織された競技大会に、第7条10項2が定める結果をもたらすことなしには参加できない可能性がある。あるスポーツにおける制裁は、他のスポーツによっても承認される。(第12条参照。))

**7.10.2 資格停止中の参加禁止違反** 資格停止を宣告された競技者又はその他の人が、第7条10項1で定める資格停止期間中の参加禁止に違反した場合、その参加による成績は失効となり、本来課せられた資格停止期間が違反の日から再び開始する。新しい資格停止期間は、競技者又はその他の人が参加禁止違反に際して自己に重大な過誤又は過失がないことを証明すれば、第7条5項2に基づいて短縮することができる。競技者又はその他の人が参加禁止に違反したか、そして第7条5項2に基づく短縮が適切かは IFSC が決定する。

(第7条10項2の解説: 競技者又はその他の人が、資格停止期間中に参加禁止違反を犯したとの主張がなされた場合、IFSC は禁止違反の有無について決定し、違反があれば、競技者又



はその他の人が第 7 条 5 項 2 に基づく再開された資格停止期間短縮の根拠を証明できたか決定する。本条による IFSC の決定に対しては第 10 条 2 項によって不服申立てできる。

競技者支援要員又はその他の人が、資格停止期間中の参加禁止違反を競技者が行うのを実質的に支援した場合は、国際連盟はその規律規則に基づいてそうした支援行為に制裁を適切に課することができる。)

**7.10.3 資格停止中の経済的支援の保留** さらに、第 7 条 4 項の特定物質に対する制裁短縮にあたらない、全てのドーピング防止規則違反については、違反を犯した人が受けている、スポーツに関連する経済的支援、又は、他のスポーツ関連便益が IFSC 及びその国内競技連盟によって全部又は一部が保留される。

**7.11 資格回復のための検査** 特定の資格停止期間の終了時に資格を回復する要件として、競技者は暫定的資格停止又は資格停止期間中に、IFSC、当該国内競技連盟、及び検査権限を有するドーピング防止機関による競技会外検査に応じられるようにした上で、国際検査基準の第 11 条の居場所情報要件に従わねばならない。資格停止期間中の競技者がスポーツから引退し、競技会外検査対象者リストから除外されたが、後に回復を希望することとなった場合には、当該競技者が IFSC と当該国内競技連盟に通知を行い、かつ、  
(a) 第 4 条 5 項が定める期間 (b) 競技者が引退した日における残存資格停止期間、の長い方と等しい期間内に競技会外検査に応じるまでは、当該競技者の資格は回復しないものとする。その資格停止の残存期間中、各検査の間を少なくとも 3 ヶ月空けて最低 2 回の検査を競技者は受けなければならない。必要な検査の実施に国内競技連盟は責任を負うが、ドーピング防止機関による検査によって条件を満たすこともできる。そうした検査の結果は IFSC に報告される。さらに、資格停止期間終了の直前に、競技者は競技会外検査において禁じられている禁止物質及び方法の IFSC による検査を受けなければならない。競技者の資格停止期間が終了し、回復の要件を競技者が充足すれば、競技者は自動的に再び有資格者となり、競技者又は競技者の国内競技連盟による申請は必要ない。

**7.12 経済制裁の賦課** IFSC はドーピング防止規則違反を理由とした経済制裁を行うことができる。しかしながら、経済制裁が、資格停止期間や WADA 規程によって課せられる他の制裁を短縮する根拠として考慮されることはない。

## 8. チームに対する処置

**8.1 競技大会中にチームの一員がドーピング防止規則違反を犯したことが明らかになった場合、チームは競技大会から失効となる。**



## 9. 国内競技連盟に課せられる制裁と費用

- 9.1 IFSC 役員会は、本規則を遵守しない国内競技連盟に対する財政的支援や他の非経済的支援の一部又は全部を停止する権限を有する。
- 9.2 国内競技連盟は、当該国内競技連盟に所属する競技者又はその他の人が犯したドーピング防止規則違反に関連する全費用（試験所費用、聴聞会費用、旅費を含むがそれらに限られない）を IFSC に賠償する義務を負う。
- 9.3 IFSC は国内競技連盟に対して、国際競技大会に参加する役員及び競技者の認定、資格に関して追加的規律行動をとるように決定することができる。

## 10. 不服申立

### 10.1 不服申立の対象となる決定

本規則に基づいて下された決定は第 10 条 2 項から第 10 条 4 項までの規定、又は、本規則の他の定めにより不服申立できる。当該決定は、不服申立審問機関が別の命令を下さない限り、不服申立期間中においても引き続き効力を有するものとする。不服申立開始前に、本規則によって認められる決定後の審査は完了されていなければならない。（第 10 条 1 項 1 の場合は除く）

#### 10.1.1 中間的救済完了なしに行われる WADA の不服申立

第 10 条により WADA に不服申立権限があり、IFSC またはその国内競技連盟手続内の最終決定に対してどの団体も不服申立を行っていない場合、WADA は IFSC 又はその国内競技連盟手続内の他の救済策を経ないでも、その決定を CAS に直接不服申立できる。

（第 10 条 1 項 1 の解説：IFSC 手続きの最終段階（例、最初の聴聞）まで決定が上がってきたが、IFSC 手続きの次の段階（例、IFSC 不服申立委員会）にどの団体も不服申立することを決定していない場合、WADA は IFSC の内部手続の残りの段階を省略して CAS に直接不服申立できる。）

### 10.2 ドーピング防止規則違反、結果、暫定的資格停止に関する決定の不服申立

ドーピング防止規則違反を行ったという決定、ドーピング防止規則違反の結果を課した決定、ドーピング防止規則に違反していなかったという決定、ドーピング防止規則違反手続きが手続的理由（例えば、処方箋を含む）で進められないという決定、第 7 条 10 項 2（資格停止期間中の参加禁止）に基づく決定、ドーピング防止規則に違反したという主張、またはその結果に対して判断を下した IFSC またはその国内競技連盟に管轄権がないとする決定、違反が疑われる分析結果又は典型的ではない結果をドーピング防止規則違反としてとりあげない国内競技連盟の決定、又は、第 5 条 6 項による捜査の後にドーピング防止規則違反としてとりあげない





決定（および暫定聴聞会の結果として、又は第5条6項の違反により、暫定的資格停止を課す決定）については、第10条2項の規定に基づいてのみ不服申立をすることができる。（本規則の他の規定にかかわらず、暫定的資格停止の不服申立を行うことができる人は、暫定的資格停止処分を受けた競技者又はその他の人だけである。）

**10.2.1 国際水準の競技者が関与する不服申立** 国際競技大会における競技会で発生した事件、又は国際水準の競技者が関与した事件の場合には、決定は、CAS の適用する関連規定に従って CAS に対してのみ不服申立をすることができる。

（第10条2項1の解説：CAS 決定は、仲裁判断の取消又は執行に適用される法により審査が要求される場合を除き、最終的で拘束力がある。）

**10.2.2 国内水準競技者が関与する不服申立** 第10条2項1によって不服申立する権利を有さない競技者の事件においては、各国内競技連盟が以下の原則を尊重する不服申立手続きを実施する。時宜にかなった聴聞、公平で中立的な聴聞委員会、自己の費用による弁護人の保護を受ける権利、適切な時期に書面の形式で合理的な判断が下されること。これらの事件に対する IFSC の不服申立権は、下記第10条2項3において定められる。

**10.2.3 不服申立権を有する人** 第10条2項1に定められている事件の場合、CAS に不服申立をする権利を有する当事者は次の通りである。(a) 不服申立を行う決定の対象となった、競技者又はその他の人。(b) 当該決定が下された事件の他当事者。(c) 制裁措置の根拠となる規則を所管する IFSC 及びその他のドーピング防止機関。(d) オリンピック大会又はパラリンピック大会への参加資格に影響を及ぼす決定を含め、決定がオリンピック大会又はパラリンピック大会に関して効力を有する決定の場合は、国際オリンピック又は国際パラリンピック委員会。(e) WADA。

41/54

第10条2項2において、国内水準の審査組織に不服申立する権利を有する当事者は、国内競技連盟の規定が定めるが、最低限、以下の当事者を含まねばならない。(a) 不服申立の対象となっている決定を受けた競技者又はその他の人 (b) 当該決定が下された事件の他当事者 (c) IFSC、(d) WADA。第10条2項2による事件では、WADA と IFSC は国内水準審査組織の決定に関しては CAS に不服申立する権利も有する。

### 10.3 IFSC 及びその国内競技連盟による時期を失した決定

WADA が定めた合理的な期限内に IFSC 又はその国内競技連盟が、個別事件においてドーピング防止規則違反の有無を決定できなかった場合、WADA は、IFSC 又はその国内競技連盟がドーピング防止規則違反はなかったと決定したものとして、CAS に直接不服申立する決定を行うことができる。CAS 委員会がドーピング防止規則違反はなされたと判断し、かつ、WADA



が CAS への直接不服申立を合理的に行ったと決定した場合、WADA の不服申立に伴う費用及び弁護士費用を、IFSC 又はその国内競技連盟は WADA に賠償する。

(第 10 条 3 項の解説：ドーピング防止規則違反捜査と結果管理過程は個別事件において状況が異なるので、WADA が CAS への直接不服申立を行う介入までの期間を IFSC に対して一定に定めることは実際的ではない。しかしながら、WADA は不服申立を行う前に、IFSC に問い合わせ、IFSC が何故まだ決定を下していないのか説明する機会を与える。IFSC が、国内競技連盟の一つが不適切に遅らせている結果管理に関する事項について管轄する権限を自らに与える規則を持つことを、本規則は何ら妨げるものではない。)

#### 10.4 治療目的除外付与又は不承認決定に対する不服申立

TUE の付与又は不承認を覆す WADA の決定は、競技者、IFSC、国内ドーピング防止機関、又は、除外を付与又は不承認した国内競技連盟による委任を受けた他の団体が CAS にのみ不服申立できる。TUE を不承認する決定で WADA によって覆されないものは、国際水準の競技者は CAS に、その他の競技者は第 10 条 2 項 2 が定める国内水準審査組織に対して不服申立できる。国内水準審査組織が決定を覆して TUE を不承認にする時は、その決定を WADA は CAS に不服申立できる。

IFSC、国内ドーピング防止機関、又は、国内競技連盟による委任を受けた他の団体が、適切に提出された TUE 申請に対して合理的時間内に行動を起こさなかった場合、本条が定める不服申立権に関しては、不承認決定がなされたものとみなされる。

#### 10.5 第 9 条に基づく決定に対する不服申立

第 9 条に基づく IFSC の決定は、国内競技連盟によって CAS にのみ不服申立できる。

#### 10.6 不服申立期間

CAS への不服申立提出期間は、不服申立当事者が決定を受け取った日から 21 日間である。上記に係わらず、不服申立権を有するが、不服申立の対象となる決定に至る手続きの当該当事者ではなかった当事者の不服申立に関しては、以下が適用される。

- (a) 決定の通知から 10 日以内に、そうした当事者は決定を行った組織に対して、その組織が依拠したファイルのコピーを請求する権利を有する。
- (b) 10 日以内に上の請求がなされた場合、その請求を行った当事者はファイルの受領後 21 日以内に CAS に不服申立できる。

上記に係わらず、WADA が行う不服申立又は介入の提出期限は、下記の遅いほうとなる。

- (a) 事件に係わる各当事者が不服申立できた最後の日から 21 日間
- (b) WADA が決定に関する完全なファイルを受領してから 21 日間



## 11. IFSC 規則、報告及び認識の国内競技連盟による取り込み

### 11.1 IFSC ドーピング防止規則の取り込み

全ての国内競技連盟は、本ドーピング防止規則に従うものとする。本ドーピング防止規則は、直接又は参照によって各国内競技連盟規則に取り込まれるべきである。全ての国内競技連盟は、その規則の中に本ドーピング防止規則を効率的に実施する手続規則を含むべきである。各国内競技連盟は、ドーピング・コントロールの対象となる全ての競技者、及び、その競技者のために働く競技支援要員から、書面による承認と合意を取り付けるべきである。要求された文書に署名がなされているか否かにかかわらず、各国内競技連盟規則は、国内競技連盟の管轄下にある全ての競技者、競技支援要員及びその他の人が本ドーピング防止規則に拘束されることを具体的に規定すべきである。

### 11.2 統計報告

11.2.1 国内競技連盟は毎年末に、競技者毎に、競技者の検査が行われた日、検査を実施した団体、競技会検査か競技会外検査かを特定した、その管轄下で実施された全てのドーピング・コントロールの報告を IFSC に提出する。IFSC は、IFSC 管轄下の同様の検査結果と、国内競技連盟から受け取った検査結果とを定期的に公表することができる。

11.2.2 IFSC はそのドーピング・コントロール活動の全般的統計報告を暦年で毎年公表して、そのコピーを WADA に提供する。

### 11.3 ドーピング・コントロール情報広報機関

国内競技連盟がその競技者の一人について違反が疑われる分析結果を受け取った場合、国内競技連盟は、第 5 条 1 項 2 及び第 5 条 1 項 3 の定めにしたがって 14 日以内に IFSC 及び WADA に以下の情報を報告しなければならない。競技者の氏名、国名、スポーツ名、スポーツ内の規律、検査が競技会検査であったか競技会外検査であったか、検体採取日、及び試験所により報告された分析結果。国内競技連盟は、さらに、第 5 条（結果管理）、IFSC 規律規則第 8 条（聴聞）及び第 5 条 8 項（規律手続き及び聴聞）又は 10 条（不服申立）に基づいて行なわれる全ての検討または手続きの状況及び成果について IFSC 及び WADA に定期的に報告する。そして、他のドーピング防止規則違反に関する、同様の情報は第 5 条 1 項 8 が定める通知から 14 日以内に国際連盟及び WADA に提供される。資格停止期間が第 7 条 5 項 1（過誤又は過失がないこと）によって取消、又は第 7 条 5 項 2（重大な過誤又は過失がないこと）によって短縮される事件においては、取消又は短縮の根拠を説明する合理的な判断が文書で IFSC 及び WADA に提供される。IFSC も WADA も、国内競技連盟が下記第 11 条 4 項によって公的開示を行なうか開示しないかを決するまでは、本情報を知る必要がある組織内の人以外に開示することは出来ない。



## 11.4 情報開示

**11.4.1** IFSC 及びその国内競技連盟は、IFSC 規律規則第 8 条及び本規則第 5 条 8 項に基づく聴聞会において、ドーピング防止規則違反発生したと決定されたか、又は、聴聞会が放棄されたか、若しくは、ドーピング防止規則違反の主張に対して時宜を得た異議が提出されないこと（あるいは、競技者が暫定的資格停止を受けていること）が明らかになるまでは、検体が違反が疑われる分析結果を示した競技者、又は、ドーピング防止規則の他の条文に違反したとの主張を受けている競技者を公的に特定してはならない。一旦、ドーピング防止規則違反が確定すると、20 日以内に公表される。IFSC 又はその国内競技連盟は、ドーピング防止規則違反に対する不服申立決定についても 20 日以内に報告しなければならない。IFSC 又はその国内競技連盟は、さらに、公表期間内に、WADA に全ての聴聞及び不服申立決定を送付しなければならない。

**11.4.2** 聴聞又は不服申立によって、競技者又はその他の人がドーピング防止規則違反を犯していないと決定された事件においては、決定の対象である競技者又はその他の人の同意によってのみその決定は開示される。その同意を得るため IFSC 又はその国内競技連盟は合理的な努力を行い、同意を得られた場合は、決定を全部開示するか、競技者又はその他の人が承認する修正された形で開示する。

**11.4.3** IFSC、その国内競技連盟、WADA 認定試験所、又はそれらの役員は、競技者又はその他の人、若しくはその代理人に対する公のコメントへの応答を除き、係争事件の具体的な点については（過程と科学に関する一般的説明はこの限りではない）公表しない。

**11.5 IFSC 及び国内競技連盟による決定の承認** ドーピング防止規則違反に関する IFSC 又は国内競技連盟による全ての決定は、全ての国内競技連盟により承認され、国内競技連盟は当該決定が効力を生ずるために必要とされる措置を講じなければならない。

## 12. その他の組織による決定の承認

WADA 規程と適合した署名当事者の権限内における、検査、TUE 及び聴聞会の結果、又は当該署名当事者によるその他の最終決定は、第 10 条の不服申立権に従うことを条件として、IFSC とその国内競技連盟によって承認され、尊重される。IFSC とその国内競技連盟は、WADA 規程を受諾していないその他の組織が行った上記行為であっても、当該組織の規則が WADA 規程に適合している場合には、これを承認することができる。

（第 12 条の解説：WADA 規程を受諾していない団体の決定の一部が WADA 規程に適合し、一部は適合しない場合、国際連盟とその国内競技連盟は、その決定を WADA 規程の原則と調



和するよう適用する試みをすべきである。例えば、ある非署名当事者が、WADA規程と適合する手続きによって、競技者の体内における禁止物質の検出によるドーピング防止規則違反を見つけたが、課せられた資格停止期間はWADA規程のそれより短かった場合、国際連盟又はその国内競技連盟はドーピング防止規則違反の結果を承認し、IFSC規律規則第8条及び本規則5条8項の趣旨にそって聴聞を実施して、WADA規程のより長い資格停止期間が課せられるべきか決定すべきである。)

### 13. 時効

本規則に定められているドーピング防止規則違反に関して、競技者又はその他の人に対する、本規則に基づいた行為が当該違反発生の後8年間開始されなかった場合には、当該行為を行うことについて時効が完成する。

### 14. WADA に対する IFSC の遵守報告

IFSC は WADA 規程の IFSC による遵守報告を2年に1回 WADA に対して行い、非遵守についてはその理由を説明する。

### 15. ドーピング防止規則の修正及び解釈

15.1 本規則は IFSC 役員会によって適宜修正される。

15.2 第15条5項の定めによる以外、本規則は既存の法律・規則を参照することなく、独立及び自立した文書として解釈される。

15.3 本規則の各部、各条項の見出しは便宜上だけのものであり、本規則の実体的内容の一部とはみなされず、当該見出しが付されている規定の文言に対して影響を及ぼすものとはみなされない。

15.4 「序論」及び「付録1.定義」は本規則の不可分の一部体をなすとみなされる。

15.5 本規則は WADA 規程の関係条項に従って採択されており、WADA 規程の関係条項に適合して解釈されるものとする。WADA 規程の条項に対する注記は、本規則の理解及び解釈を支援するものとして参照されるものとする。

15.6 国内競技連盟に属する競技者又はその他の人に対する通知は、その国内競技連盟に対する通知によって遂行できる。

15.7 本規則は2009年1月1日に全効力を発し、施行される（「施行日」）。本規則は施行日前





から係争中の事件に対し、以下の場合を除いて、過去に遡及適用されないものとする。

**15.7.1** 施行日前から係争中の事件、又は施行日前に発生したドーピング防止規則違反に対して施行日後に取り上げられた事件には、事件を判断する聴聞委員会がより緩やかな法原則（*principle of lex mitior*）を適用することを条件として、ドーピング防止規則違反の時点で有効だった本規則の旧版が適用される。

**15.7.2** IFSC によって、施行日前に有効な規則の下で宣言された第 3 条 2 項 4 の居場所情報要件違反（提出不履行、検査不参加を問わず）で、施行日前に失効しておらず、かつ国際検査基準第 11 条の居場所情報要件違反として認められるものは、失効するまでは、本規則の第 3 条 2 項 4 でドーピング防止規則違反となる 3 回の提出不履行及び、又は検査不参加の一回として、提起し、依拠できる。しかしながら、IFSC が他に規定しない限り、

- a. 上記のように提起された提出不履行は、（施行日後の）提出不履行のみと結びつけられる
- b. 上記のように提起された検査不参加は、（施行日後の）検査不参加のみと結びつけられる
- c. 施行日前に IFSC 以外のドーピング防止機関及び国内競技連盟によって宣言された提出不履行又は検査不参加は、本規則によって宣言されたどの提出不履行又は検査不参加とも結びつけられない。

**15.7.3** 施行日前に有効だった規則に従って IFSC によって課された資格停止期間が施行日にまだ継続していた場合、資格停止を受けている人は、施行日から実施された WADA 規程の修正に照らして資格停止期間の短縮を IFSC に請求できる。この請求が有効になるためには、

資格停止期間終了前に請求がなされねばならない。

**15.7.4** 第 7 条 7 項 5 を条件として、施行日前に有効だった規則の下で犯されたドーピング防止規則違反は、第 7 条 7 項で制裁を決定する際に従前の違反として考慮される。このような施行日前ドーピング防止規則違反が、課せられる資格停止期間が 2 年以下となる、本規則で特定物質として扱われる物質に係るものであった場合、その違反は第 7 条 7 項 1 においては短縮制裁違反と評価される。



## 16. IFSC の権利

IFSC は以下の権利を留保する。

**16.1** 国内競技連盟が実施する規律手続の当事者となる権利。

**16.2** 正しいドーピング防止手続を有さないか、又はその適用をしない会員団体の競合相手に対する国際ライセンス付与を拒否する権利。

**16.3** 第 10 条に定められた不服申立を行う権利。

**16.4** 第 4 条 4 項 1 が定める、IFSC 検査対象者登録リストの選手に競技会外の検査をすること。検査対象者登録リストに掲げられている競技者に、競技者 1 名を代表者としてドーピング防止委員会に推奨するように要請し、スポーツにおけるドーピングの危険性に関する認識を促すのを支援するよう推奨する。



## 付録 1 定義

違反が疑われる分析結果（Adverse Analytical Finding）試験所又は認定検査機関からの報告のうち、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在（内因性物質の量的増大を含む。）が検体において確認されたもの、又は禁止方法の使用の証拠が検体において検出されたものをいう。

ドーピング防止機関（Anti-Doping Organization）ドーピング・コントロールの過程に関する規則を採択し、ドーピング・コントロールの過程の開始、実施、又は執行に責任を負う署名当事者をいう。具体例としては、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の主要競技大会機関であって自己の競技大会において検査を実施する団体、WADA、国際競技連盟、国内ドーピング防止機関等が挙げられる。

競技者（Athlete）（各国際連盟が定める）国際水準又は（各国内ドーピング防止機関が定める）国内水準のスポーツに参加する人。検査対象者登録リストに載っている人、及び、署名当事者か、WADA規程を受け入れているスポーツ機関の管轄に属するスポーツの競技者を含むが、それに限定されない。検査、TUE等の全WADA規程は、国際、国内水準の競技者に適用されねばならない。国内ドーピング防止機関は現在又は将来においても国内クラスの競技者ではない娯楽水準又は高齢者競技者にも検査を行い、ドーピング防止規則を適用することができる。しかしながら、そうした人にWADA規程のすべてを適用することを国内ドーピング防止機関は求められているわけではない。非国際的水準又は国内水準競技者に対するドーピング・コントロールに関して、WADA規程と矛盾することなく特別な国内規則を作ることができる。従って国によっては、娯楽水準競技者の検査は行い、TUEや居場所情報を要求しないこともできる。同様に、高齢者向け競技大会を開催する主要競技大会機関は、競技者の検査は行い、予めTUEや居場所情報を要求しないこともできる。第3条2項8「投与またはその企て」及びドーピング防止情報と教育においては、署名当事者、政府、WADA規程を受け入れているスポーツ関連団体の権限の下でスポーツに参加する人は競技者である。

（競技者への解説：この定義によって、すべての国際及び国内クラスの競技者がWADA規程のドーピング防止規則の対象となることを明らかにする。国際及び国内水準スポーツの詳細な定義は、国際連盟や国内ドーピング防止機関のドーピング防止規則において、それぞれ定められる。国内水準においては、WADA規程に基づいて採択されたドーピング防止規則は、最低限、国代表チームの全員と全スポーツにおける国内選手権に参加できる人全員に適用される。しかしながら、このことは、全競技者が国内ドーピング防止機関の検査対象者登録リストに登録されていなければならないということの意味しない。各国内ドーピング防止機関は、自己の選択により、ドーピング・コントロール・プログラムをより低い水準の競技の参加者に拡張することができる。全水準の競技参加者は、ドーピング防止情報と教育の便益を受けることがで



きる。)

**競技者支援要員 (Athlete Support Personnel)** スポーツ競技会に参加し、又はそのための準備を行う **競技者**と共に行動し、治療し又は援助を行う指導者、トレーナー、監督、代理人、団体関係者、公式役員、医師、医療関係者、親又はその他の人をいう。

**企て (Attempt)** ドーピング防止規則違反の実行に向けて計画された行為の過程において実質的な段階を構成する行動に意図的に携わることをいう。但し、企てに関与していない第三者によって察知される前に人が当該企てを放棄した場合には、違反を犯そうとした当該企てのみを根拠としてドーピング防止規則違反があったことにはならない。

**CAS (The Court of Arbitration for Sport)** スポーツ仲裁裁判所

**WADA 規程 (Code)** 世界ドーピング防止規程

**競技会 (Competition)** 個人の競争、対戦競争、団体競技又は単独の競技をいう。具体例としては、バスケットボールの試合、オリンピックの 100 メートル走の決勝戦が挙げられる。段階的に記録を重ねる競走及びその他の競技のうち日々又はその他の中間的な間隔で賞が授与されるものについては、当該国際協議連盟において **競技会**と **競技大会**との区別が定められる。

**ドーピング防止規則違反の結果 (Consequences of Anti-Doping Rules Violations)** **競技者**又はその他の人がドーピング防止規則違反を犯した場合に、次ぎに掲げるもののうち一又は二以上の措置が講じられることをいう。

(a) **失効 (Disqualification)** とは、特定の **競技会**又は **競技大会**における **競技者**の成績が取り消されることをいい、その結果として、獲得されたメダル、得点及び賞の剥奪を含む措置が課される。

(b) **資格停止 (Ineligibility)** とは、第 7 条 9 項に定めるように、一定期間にわたって、**競技者**または その他の人に対して、**競技会**若しくはその他の活動への参加が禁止され、又は資金支援が停止されることをいう。

(c) **暫定的資格停止 (Provisional Suspension)** とは、IFSC 規律規則第 8 条「聴聞会」及び第 5 条 8 項「規律手続と聴聞」の規定に従って開催される聴聞会において最終的な判断が下されるまで、**競技者**又はその他の人の **競技会**への参加が暫定的に禁止されることをいう。

**失効 (Disqualification)** 上記 **ドーピング防止規則違反の結果**を参照。

**ドーピング・コントロール (Doping Control)** 途中の居場所情報、検体の採取及び取扱い、試験所における分析、TUE 結果の管理、聴聞の規定を含み、検査配分計画の立案から最終的な不服申立の処理までの手続き、及び過程をいう。



## International Federation of Sports Climbing

**競技大会 (Event)** 単一の決定機関の下で実施される一連の個別**競技会**のことをいう。(例：オリンピック大会、FINA 世界選手権大会、汎アメリカ大会)

**競技大会期間 (Event Period)** 競技大会の決定機関が定める、競技大会の開始から終了までの時間。

**競技会 (In-competition)** 国際連盟又は他の関連 **ドーピング防止機関**の規則で別の定めがない限り、**競技会 (In-competition)** とは、**競技者**の参加が予定されている**競技会**の開始 12 時間前からその**競技会**とその**競技会**に係わる**検体採取**手続の終了までの期間をいう。

**個人スポーツ (Individual Sport)** **団体スポーツ**でないスポーツ。

**独立オブザーバー・プログラム (Independent Observer Program)** オブザーバー・チームが **WADA** の監督下で、特定の**競技大会**における **ドーピング・コントロール**過程を監視し、監視事項に関して報告を行うことをいう。**WADA** 自体が**競技会**の検査を実施する場合には、当該オブザーバーは、独立した組織の監督下に置かれるものとする。

**資格停止 (Ineligibility)** 上記 **ドーピング防止規則違反**の結果を参照。

**国際競技大会 (International Event)** 国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、**主要競技大会機関**、又はその他の国際スポーツ団体が決定機関であり、当該**競技大会**に関して公式技術役職員を指名している**競技大会**をいう。

**国際水準の競技者 (International-Level Athlete)** 国際競技連盟の**検査対象登録**リストに掲げられているものとして、一又は二以上の国際競技連盟により指定された**競技者**をいう。

**国際基準 (International Standard)** **WADA** 規程を支援する目的で **WADA** によって採択された基準をいう。**国際基準** (他に採り得る基準、慣行又は手続とは対立するものとして) を遵守しているというためには、**国際基準**に盛り込まれた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。**国際基準**には**国際基準**の下に発せられるすべての技術文書が含まれる。

**主要競技大会機関 (Major Event Organization)** **国内オリンピック委員会**の地域的連合及びその他の複数スポーツを主管する国際的な組織であって、地域内又はその他の**国際競技大会**の決定機関として機能する組織をいう。

**マーカ (Marker)** 化合物、化合物の集合体又は生物学的パラメータであって、**禁止物質**又は**禁止方法**の使用を示すものをいう。





## International Federation of Sports Climbing

会員団体又は団体 (Member Association or association) IFSC の競技会に参加している IFSC 会員。

代謝物 (Metabolite) 生体内変化の過程により生成された物質をいう。

未成年者 (Minor) 居住国の適用法に定められている成年年齢に達していない自然人をいう。

国内ドーピング防止機関 (National Anti-Doping Organization) 各国内において、ドーピング防止規則の採択及び実施、検体採取、検査結果の管理並びに聴聞会の監督に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。地域ドーピング防止機関として機能するため、複数の国によって指定された組織を含む。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の国内オリンピック委員会又はその指定を受けた者が国内ドーピング防止機関となる。

国内競技大会 (National Event) 国際水準の競技者又は国内水準の競技者が参加する競技大会のうち国際競技大会に該当しないものをいう。

国内オリンピック委員会 (National Olympic Committee) 国際オリンピック委員会公認の組織をいう。国内競技連合が国内オリンピック委員会のドーピング防止の分野における典型的な責任を負う国においては、国内オリンピック委員会は、当該国内競技連合を含むものとする。

無通告 (No Advance Notice) ドーピング・コントロール過程のうち、競技者に予告なしに実施され、かつ、検査通告の時から検体の提出までの間、競技者に対して継続して付添人を付けることをいう。

過誤又は過失がないこと (No Fault or Negligence) 競技者が禁止物質又は禁止方法の使用若しくは投与を受けたことについて、自己が知らず又は推測もせず、かつ、最高度の注意をもってしても合理的に知り得ず、推測もできなかったであろう旨を当該競技者が証明していることをいう。

重大な過誤又は過失がないこと (No Significant Fault or Negligence) 事情を総合的に勘案し、過誤又は過失がないことの基準を考慮したときに、ドーピング防止規則違反との関連において、競技者の過誤又は過失の度合いが重大なものではなかった旨を当該競技者が証明していることをいう。

競技会外 (Out-of-competition) 競技会におけるドーピング・コントロール以外のドーピング・コントロールをいう。



参加者 (Participant) 競技者又は競技者支援要員をいう。

人 (Person) 自然人、又は組織、その他の団体をいう。

保有 (Possession) 実際に物理的に保有している状態、又は擬制保有をいう（これに該当するものは、禁止物質又は禁止方法に対して、若しくは、禁止物質又は禁止方法が存在する場所若しくは資産に対して、人が排他的支配を及ぼしている場合に限られる。）但し、禁止物質又は禁止方法に対して、若しくは、禁止物質又は禁止方法が存在する場所若しくは資産に対して、人が排他的支配を及ぼしていない場合には、擬制保有は、当該人が禁止物質又は禁止方法の存在を承知しており、かつ、これに対して支配を及ぼす意図があったもののみが該当する。但し、ドーピング防止規則違反を犯した旨の通知（種類は問わない）を受ける前に、保有の意思が一度もなかったこと、かつ、ドーピング防止機関に対して明確に告知することによって保有を放棄する具体的な行為をおこした場合には、当該保有のみを根拠としてドーピング防止規則違反があったことにはならない。この規定における定義に係わらず、禁止物質又は禁止方法の購入（電子その他の方法を含む）はそれを行う人の保有となる。

（解説：この定義に従えば、競技者の車でステロイドが発見されれば、競技者が他の者が車を使用したことを証明しない限り、違反となる。その場合、ドーピング防止機関は、競技者が車に対する排他的支配がなかったとしても、競技者がステロイドのことを知り、ステロイドに支配を及ぼす意図があったことを証明しなければならない。同様に、競技者と配偶者が管理する家庭薬箱にステロイドが発見された場合は、ドーピング防止機関は、競技者がステロイドが箱の中にあることを知っていたことと、競技者がステロイドに対して支配を及ぼす意図があったことを証明しなければならない。）

禁止表 (Prohibited List) 禁止物質又は禁止方法を特定した表をいう。

禁止方法 (Prohibited Method) 禁止表に掲げられた方法をいう。

禁止物質 (Prohibited Substance) 禁止表に掲げられた物質をいう。

暫定聴聞会 (Provisional Hearing) 第 5 条 6 項のために、IFSC 規律規則第 8 条（聴聞会）及び第 5 条 8 項（規律手続及び聴聞会）でいう聴聞会に先立って開催される略式聴聞会であって、競技者に対して通知し、書面又は口頭で意見を聴取する機会を与えるものをいう。

暫定的資格停止 (Provisional Suspension) 上記ドーピング防止規則違反の結果参照。

情報開示又は開示報告 (Publicly Disclose or Publicly Report) 第 11 条に基づいて、早期に通知を受けられる人の範囲を超えて、一般社会又は一般の人に対して情報を広め又は配布するこ



とをいう。

**検査対象者登録リスト (Registered Testing Pool)** 国際競技連盟又は組織の検査配分計画の一環として、競技会の検査及び競技会外の検査の双方を受けなければならない最高位水準の競技者について、各国際競技連盟及び国内ドーピング防止機関が別々に定めたリストをいう。

**遡及的 TUE (Retroactive TUE)** TUEのための国際基準の定めるとおり。

**検体 (Sample)** ドーピング・コントロールのために採取された生体物質をいう。

(検体のコメント:血液検体の採取が特定宗教又は文化グループの信条を侵すとの主張もなされてきた。そうした主張に根拠はないという結論に達した。)

**署名当事者 (Signatories)** WADA規程に署名し、WADA規程を遵守することに同意した団体をいい、国際オリンピック委員会、国際競技連盟、国際パラリンピック委員会、国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会、主要競技大会機関、国内ドーピング防止機関及びWADAを含む。

**特定物質 (Specified Substance)** 第4条2項2.2に定義されたとおり。

**実質的支援 (Substantial Assistance)** 第7条5項3において、実質的支援を提供する人は(1)ドーピング防止規則違反に関連して彼又は彼女が有する全情報を署名された書面で全面的に開示しなければならない、そして、(2)ドーピング防止機関又は聴聞委員会に要求されれば、聴聞会で証言する等の形で、その情報に関連する事件の捜査及び審理に完全に協力しなければならない。さらに、提供された情報は信憑性があり、開始された事件の重要な部分を構成するものでなければならない。開始されない事件の場合でも、事件継続が可能となるのに十分な根拠を提供するものでなければならない。

**不当な改変 (Tampering)** 不適切な目的又は不適切な方法で変更すること、不適切な影響を生じさせること、不適切な形で介入すること、結果を変更させるため、又は通常の手続きを踏むことを妨げるために妨害し、進路を誤らせ、詐欺的行為に係わること、及び、ドーピング防止機関に詐欺的情報を提供することをいう。

**特定対象者検査 (Target Testing)** 特定の競技者又は競技者グループを一定期間に検査対象として選択的に選択して行う検査をいう。

**団体スポーツ (Team Sport)** 競技会中に選手交代が認められるスポーツをいう。



## International Federation of Sports Climbing

**検査 (Testing)** ドーピング・コントロール過程のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取扱い及び試験所への検体の輸送を含む部分をいう。

**治療目的使用除外 (Therapeutic Use Exemption)** WADA 規程によって定義されている治療目的使用に係わる除外措置。

**不正取引 (Trafficking)** ドーピング防止機関の管轄に属する競技者、競技者支援要員又はその他の人による第三者に対する、禁止物質又は禁止方法の販売、供与、輸送、送付、配送又は配布（直接的、電子的、またはその他の手段により）をいう。但し、この定義は、禁止物質を真つ当な法的治療目的または他の正当化できる理由で扱う善意の医療要員の行為を除外し、状況全体から禁止物質を扱う目的が真つ当な法的治療目的ではないと証明されない限り、競技会外検査で禁止されていない禁止物質に係わる行為を除外する。

**TUE (TUE)** 第 3 条 2 項 6.1 の定義による。

**TUE 委員会 (TUE Panel)** 第 4 条 3 項 5 の定義による。

**UNESCO 会議 (UNESCO Convention)** スポーツにおけるドーピング防止国際会議の参加国会議と会議参加国によって採択された修正を含む、2005 年 10 月 19 日の第 33 期 UNESCO 総会で採択されたスポーツにおけるドーピング防止国際会議をいう。

**使用 (Use)** 禁止物質を、利用、塗布、服用、注入又は摂取すること、若しくは禁止方法によりこれらを行うことをいい、その手段を問わない。

**WADA (WADA)** 世界ドーピング防止機構。



## 付録2 ドーピング違反報告

この情報は競技者の国内競技連盟から IFSC 事務所に電子メール又はファックスで提供されるものとする。

IFSC は追加情報をあなたに請求することができる。

### 第一段階 違反の主張を受けていることの通知

違反が疑われる分析結果または他のドーピング違反がある場合、国内競技連盟が違反の主張を受けていることの通知を受け取ったら直ちに以下の情報が提供されるものとする。

- 1.1 競技者の氏名と住所
- 1.2 競技者の生年月日
- 1.3 国内競技連盟の名称
- 1.4 疑われる違反が発生した時と場所
- 1.5 疑われる違反の性質及び禁止物質（該当する場合）
- 1.6 国内競技連盟及び、又は国内スポーツ団体が取った行動
- 1.7 競技者は活動停止となっているか
- 1.8 以下の資料のコピーの提供
  - ・ 適用される規律規則
  - ・ 検査報告（違反が疑われる分析結果がある場合）
  - ・ 不服申立その他の書類（他の違反の場合）
  - ・ 競技者に送付された決定（例えば出場停止）
  - ・ 治療目的使用に係わる除外措置

### 第二段階 B 検体分析

違反が疑われる分析結果があり、国内競技連盟がB検体分析を受け取る（競技者が請求した場合）か、又は競技者の B 検体分析請求期間が終了した場合（請求がなかった場合）には、直ちに以下の情報が提供されるものとする。

- 2.1 競技者はB検体分析を請求したか
- 2.2 競技者の B 検体分析請求期間終了日（請求がなかった場合）
- 2.3 B 検体分析の結果は A 検体分析と同じだったか
- 2.4 以下の資料のコピーを提供すること（該当する場合）
  - ・ B 検体分析





- ・ 競技者に送付された決定

### 第三段階 規律決定

規律決定が下された場合、直ちに以下の情報が提供されるものとする。(不服申立は含まない)

#### 3.1 決定日

#### 3.2 違反は証明されたか

#### 3.3 課された制裁 (もしあれば)

#### 3.4 不服申立期間 (規律規則における) 終了日

#### 3.5 以下の資料のコピー送付

- ・ 決定 (制裁として課された資格停止期間の取消又は短縮の理由を含む)
- ・ IFSC のモデル規律規則が使用されたのであれば、その規則に記載された文書も送付しなければならない

### 第四段階 不服申立の通知

会員連盟が競技者から不服申立の通知を受け取った場合、以下の情報が直ちに提供されるものとする。

#### 4.1 不服申立聴聞の日時、場所

#### 4.2 以下の書類のコピーを提供すること

- ・ 不服申立の通知及び競技者から受け取った他の文書
- ・ 不服申立規則 (規律規則に含まれていない場合)

### 第五段階 不服申立決定

不服申立決定が下された場合、直ちに以下の書類が提供されるものとする。

#### 5.1 不服申立決定日

#### 5.2 不服申立決定の内容

#### 5.3 以下の資料のコピーを提供すること

- ・ 不服申立決定

注：スポーツ仲裁裁判所に対する更なる不服申立がある場合、IFSC は上の第四段階、第五段階で要求された情報を含む、更なる不服申立に関する情報を必要とする。